

学校における

薬品管理

マニュアル

令和4年度
改訂



学校における薬品管理マニュアル

令和4年度改訂

公益財団法人 日本学校保健会

まえがき

学校においては、様々な薬品を保管・管理、使用していますが、これらは、取扱い方を誤れば、重大な健康被害が発生するおそれがあることから、保管・管理、使用には一定の配慮が必要です。

平成20年3月に告示された中学校学習指導要領保健体育においては、「医薬品は、正しく使用すること」の内容が新たに加えられたことから、学校においても医薬品についてさらなる理解が求められるようになりました。

このような状況を踏まえ、公益財団法人日本学校保健会において、医薬品を含め学校にある様々な薬品に関する理解を深め、それらの保管・管理について学校内における共通理解、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師との連携並びに保護者等との共通理解が広がるよう、平成21年7月に『学校における薬品管理マニュアル』を作成しました。

このマニュアルを参考に、学校においては医薬品の保管・管理が行われているところですが、平成18年6月及び平成25年12月に薬事法(現：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)において、一般用医薬品の分類と販売方法に係る規制が見直されたこと、また、医薬品の区分に要指導医薬品が新たに設けられたことにより、医薬品が安全性等により区分されたため、学校においては、医薬品の安全性等を考慮した適切な選択、適正な使用が必要となりました。

また、疾病の管理が必要な児童生徒においては、処方されている医療用医薬品を保護者等の依頼に基づき、可能な場合には、預かる場合もあり、全教職員や保護者等と共通理解を図り、適切に対応することが必要になります。

そこで、公益財団法人日本学校保健会では、学校における児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒の安全の確保が図られるよう、マニュアルを改訂しましたので、教職員や学校薬剤師等の多くの関係者の方々にご活用いただければ幸いです。

末尾となりましたが、本マニュアルの改訂に当たってご尽力いただきました皆様方に心から感謝申し上げます。

令和5年3月
公益財団法人 日本学校保健会
会長 中川 俊男

目次

第1章 薬品概説

| | |
|-----------|---|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 医薬品とは | 1 |
| 3. その他の薬品 | 3 |

第2章 要指導医薬品・一般用医薬品の取扱い

| | |
|---|----|
| 1. 要指導医薬品・一般用医薬品の取扱いの考え方及び管理時の対応 | 4 |
| 2. よくある質問 | 9 |
| Q1 学校に一般用医薬品を置いてもよいですか。 | 9 |
| Q2 学校における一般用医薬品の取扱いについて 児童生徒や保護者等への周知はどのようにすればよいですか。 | 9 |
| Q3 災害時に必要となる医薬品等は何がありますか。 | 9 |
| Q4 学校が一般用医薬品を購入する際の注意点を教えてください。 | 9 |
| Q5 学校に一般用医薬品を置く場合の保管・管理上の注意点を教えてください。 | 10 |
| Q6 児童生徒が一般用医薬品を使用する際の保護者等の了解は、 どのようにして得たらよいですか。 | 11 |
| Q7 湿布薬・貼付薬の使用の際の注意事項について教えてください。 | 11 |
| Q8 塗布薬の使用の際の注意事項について教えてください。 | 11 |
| Q9 点眼薬の使用の際の注意事項について教えてください。 | 11 |
| Q10 ノロウイルス感染症発生時の吐物・下痢便の清掃の方法について教えてください。 | 12 |
| Q11 宿泊学習・校外学習の際の一般用医薬品の取扱いについて教えてください。 | 12 |
| Q12 期限の切れた一般用医薬品の廃棄方法について教えてください。 | 12 |

第3章 医療用医薬品の取扱い

| | |
|--|----|
| 1. 医療用医薬品の預り時の対応 | 13 |
| 2. よくある質問 | 21 |
| Q13 学校で医療用医薬品を預かってよいですか。 | 21 |
| Q14 保護者等から「医療用医薬品を預かって欲しい」と依頼された場合に どのように対応すればよいですか。 | 21 |
| Q15 医療用医薬品を預かる際にはどのようなことに気を付けたらよいですか。 | 21 |
| Q16 学校に養護教諭が不在時でも対応できるようにするためには、 どのように他の教職員に医療用医薬品等を保管していることを 周知しておいたらよいですか。 | 22 |
| Q17 学校において教職員が児童生徒に医療用医薬品を使用してもよいですか。 | 23 |
| Q18 学校において教職員が児童生徒に医療用医薬品の使用の介助をしてもよいですか。 | 23 |
| Q19 緊急時に使用する医療用医薬品を預かる場合の対応は どのようにすればよいですか。 | 24 |

| | | |
|-----|--|----|
| Q20 | 学校においててんかん発作時に使用する抗けいれん薬を預かっている場合、 児童生徒にてんかん発作が発生したときはどのようにすればよいですか。 …… | 24 |
| Q21 | 学校におけるフッ化物洗口の実施について教えてください。 …… | 25 |

第4章 保健室以外における校内の薬品管理

| | | |
|-----|--|----|
| 1. | 管理上の組織体制 …… | 26 |
| 2. | 理科室などにおける薬品管理 …… | 26 |
| 3. | 農薬の管理 …… | 30 |
| 4. | 毒物・劇物の管理 …… | 32 |
| 5. | その他の薬品管理 …… | 33 |
| 6. | よくある質問 …… | 33 |
| Q22 | 不要になった薬品や農薬の廃棄についてどうしたらよいですか。 …… | 33 |
| Q23 | 化学薬品や農薬の保管・管理の際の注意事項について教えてください。 …… | 33 |
| Q24 | 在庫の化学薬品や農薬に使用期限表示がありませんが、 どのようにすればよいですか。 …… | 33 |
| Q25 | 農薬を使用した空容器や使用残農薬はどのように廃棄したらよいですか。 …… | 33 |
| Q26 | 化学薬品や農薬を誤飲、吸引、又は付着した場合どうしたらよいですか。 …… | 34 |
| Q27 | 薬品を多量に保管する際にはどのようなことに気を付けたらよいですか。 …… | 34 |

付録

| | | |
|----|--------------|----|
| 1. | 関係通知 …… | 35 |
| 2. | 関係ガイドライン等 …… | 53 |

〈様式例〉

| | | |
|---|--|----|
| ① | 一般用医薬品に関する様式例 ・一般用医薬品管理簿(例) …… | 10 |
| ② | 医療用医薬品に関する様式例 ・学校内共通理解・保護者等説明資料(例) 学校における医療用医薬品の取扱いについて …… | 17 |
| | ・医療用医薬品預り書(依頼書)(例) …… | 18 |
| | ・個別保管記録(例) …… | 19 |
| | ・預り医療用医薬品の使用期限等確認一覧表(例) …… | 20 |
| ③ | 理科室などで使用する薬品に関する様式例 ・理科室などで使用する薬品の薬品管理簿(例) …… | 29 |
| ④ | 農薬に関する様式例 ・農薬管理簿(例) …… | 31 |

※様式例は、公益財団法人日本学校保健会ホームページ
(<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/262>)からダウンロードできます。

第1章 薬品概説

1. はじめに

学校には、理科などの実験に用いる薬品、農薬、環境衛生検査及び消毒などの衛生管理に用いる薬品など、様々な薬品が置かれています。薬品によっては、取扱い方を誤れば重大な事故や健康被害を引き起こしかねないことから、薬品に関する基本的な理解が必要となります。

また、学校の保健室に一般用医薬品を置いているところもありますが、学校は医療機関ではなく、医薬品を提供する場ではないことを基本とし、各学校の状況に応じて医薬品の常備について検討する必要があります。医薬品を児童生徒に提供することについては、教職員のみならず、児童生徒、学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び保護者等が医薬品のリスクを理解し、その提供の在り方について共通の認識を持つことが極めて重要です。

さらに、学校においては、児童生徒が主治医等の指導に基づき、医療用医薬品を持参して使用する場合があります。その中には、特に緊急に使用が必要になるものもあります。学校においてはその対応について、あらかじめ教職員間でも共通の認識を持つことが必要です。

本マニュアルは、小学校、中学校及び高等学校を想定して学校現場の実状に応じて対応できるよう、医薬品も含めた薬品管理に関して基本となる考え方を整理し、解説していますが、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び高等専門学校についても準用することができます。

2. 医薬品とは

「医薬品」、「医薬部外品」及び「化粧品」は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「薬機法」という。）において以下のように規定されています。

「医薬品」と「医薬部外品」、「化粧品」の薬機法上の定義

| | |
|-------|---|
| 医薬品 | 病気(疾病)の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされているものなど |
| 医薬部外品 | 人体に対する作用が緩和なものであって、吐き気等の不快感、あせも、ただれ等の防止を目的として使用されるものや、口臭、体臭、脱毛の防止、育毛、除毛等の美容目的に使用されるものなど |
| 化粧品 | 人体に対する作用が緩和なものであって、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために塗擦、散布等により使用されることが目的とされているもの |

「医薬品」、「医薬部外品」及び「化粧品」では、基本的に人に及ぼす作用の強さに違いがあります。

一般的に、人に対する有効性の高さは、「医薬品」>「医薬部外品」>「化粧品」の順であり、安全性の高さは、「化粧品」>「医薬部外品」>「医薬品」の順になります。したがって、「医薬品」は、医師、歯科医師及び薬剤師などの専門家による指導・助言に基づき使用することが大切です。

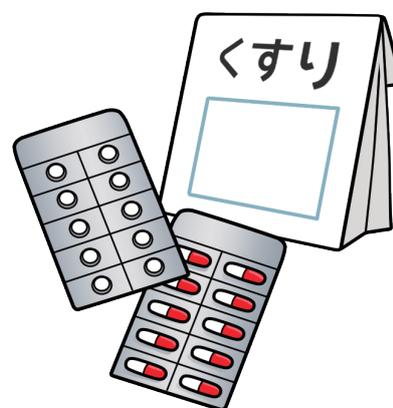
また、「医薬品」には、「医療用医薬品」、「要指導医薬品」及び「一般用医薬品」があります。「要指導医薬品」及び「一般用医薬品」は、医薬品のうち、人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師等から提供された情報に基づいて自らの判断で購入し、自らの責任で使用する医薬品です。

購入方法から見た「医薬品」、「医薬部外品」及び「化粧品」の違い

| | | |
|-------|--------|---|
| 医薬品 | 医療用医薬品 | 原則として医師・歯科医師の診断に基づく処方せんが必要で、薬局において薬剤師から購入可能 |
| | 要指導医薬品 | 原則として「薬局」や「薬店・ドラッグストア」などにおいて薬剤師等の薬の専門家の助言を得て、自らの判断で購入可能 |
| | 一般用医薬品 | 要指導医薬品については、薬剤師から対面でのみ購入可能 |
| 医薬部外品 | | 「薬局」や「薬店・ドラッグストア」以外の小売店においても購入可能 |
| 化粧品 | | |

(1) 医療用医薬品

医師又は歯科医師が処方する医薬品で、処方薬とも呼ばれています。患者の疾病の症状や年齢などを考慮し処方されているため、処方された人以外の方が使用すると危険です。



(2) 要指導医薬品・一般用医薬品

一般の人が、薬剤師等から提供された適切な情報に基づき、自らの判断で購入し、自らの責任で使用する医薬品であって、軽度な疾病に伴う症状の改善、生活習慣病などの疾病に伴う症状発現の予防、生活の質の改善・向上、健康状態の自己検査、健康の維持・増進、その他保健衛生を目的とするものです。OTC (Over The Counter) 医薬品、市販薬、大衆薬とも呼ばれています。

なお、一般用医薬品については、使い方を誤れば、健康被害が起こるおそれがあることを踏まえ、平成21年6月からリスクに応じた分類及び販売制度が始まり、平成26年6月からは、新たな区分として要指導医薬品が新設されました。



要指導医薬品・一般用医薬品は、次のように副作用のリスクの程度に基づいて分類され、薬剤師又は登録販売者による情報提供及び指導のもと、販売されています。



高い
↑
↓
低い

要指導医薬品・
一般用医薬品の分類

副作用等

表示(外箱等)

情報提供及び指導

| | | | | |
|--------|--------|---------------------------|-----------------------|---|
| 要指導医薬品 | | 安全性等の確認を要する | 黒枠に黒字で「要指導医薬品」と表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師が原則、対面で書面による情報提供、指導する義務 ・医薬品の相談があった場合、薬剤師が情報提供、指導する義務 |
| 一般用医薬品 | 第一類医薬品 | 安全性上、特に注意を要する | 「第1類医薬品」と表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師が原則、書面による情報提供する義務 ・医薬品の相談があった場合、薬剤師が情報提供する義務 |
| | 第一類医薬品 | 安全性上、注意を要するもののうち、より注意を要する | 「第2類医薬品」又は「第2類医薬品」と表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師又は登録販売者が原則、情報提供の努力義務 ・医薬品の相談があった場合、薬剤師又は登録販売者が情報提供する義務 |
| | | | 「第2類医薬品」と表示 | |
| | 第三類医薬品 | 日常生活に支障を来す程度ではない | 「第3類医薬品」と表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の規定はない ・医薬品の相談があった場合、薬剤師又は登録販売者が情報提供する義務 |

3. その他の薬品

学校には、校種や地域の実状に応じて様々な薬品が置かれています。

これらの薬品の中には、消防法で規定される危険物、農薬取締法で規定される農薬、毒物及び劇物取締法で規定される毒物・劇物があります。危険物は貯蔵・取扱い及び運搬において保安上の規制が、農薬は販売及び使用について規制がされます。毒物・劇物は販売・授与、貯蔵、運搬、陳列及び取扱いについて保健衛生上の見地から規制が行われています。

(1) 危険物

危険物とは、消防法で定められているもので、一般的に、①火災発生の危険性が大きいもの、②火災拡大の危険性が大きいもの、③消火の困難性が高いもの、といった性質を持った物品をいい、塩素酸塩類などの酸化性個体、硫黄などの可燃性個体、ナトリウムなどの自然発火性物質又は禁水性物質、エタノールなどの引火性液体、硝酸エステル類などの自己反応性物質、硝酸などの酸化性液体といった性質のものがあります。

(2) 農薬

農薬とは、農作物を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤を指します。

(3) 毒物・劇物

毒物・劇物とは、化学物質のうち、主として急性毒性等の強い物質であって毒物及び劇物取締法で指定されたものを指します。

第2章 要指導医薬品・一般用医薬品の取扱い

学校は、原則として要指導医薬品・一般用医薬品を児童生徒に提供する場ではないので、救急処置に用いる薬などを除いて必ずしも常備する必要はありません。

児童生徒の急な発熱や腹痛などは、重大な疾患が隠れている場合があります。安易に一般用医薬品を渡さずに保護者等に連絡するとともに、児童生徒を自宅に帰す手続きを取り、医療機関への受診を勧めます。また、症状等に応じて救急車を要請し、早期に医療機関に搬送することが必要な場合も考えられます。

一般用医薬品を常備する場合、一般用医薬品の使用が応急的なものであることを理解し、使用量、使用頻度は必要最小限に努めることが大切です。なお、学校に置く一般用医薬品は必要最小限とし、管理体制を整える必要があります。また、児童生徒が児童生徒間で一般用医薬品の譲受を行わないように指導することも大切です。

1. 要指導医薬品・一般用医薬品の取扱いの考え 方及び管理時の対応

(1) 学校における共通理解

一般用医薬品のうち第一類医薬品及び要指導医薬品は、薬剤師が購入者の年齢や症状、他の医薬品の使用状況などを確認し、購入者が使用上の注意等の情報提供を受け、その内容を理解した上で購入、使用する医薬品です。そのため、学校で児童生徒に要指導医薬品及び第一類医薬品を提供することは適当ではありません。また、一般用医薬品を購入する場合には、可能な限り、安全性の高い第三類医薬品を選ぶようにします。

学校は、原則として一般用医薬品を児童生徒に提供する場ではないことを前提とし、前年度までの児童生徒の傷病の状況、それに伴う一般用医薬品の使用状況及び学校の実状などを踏まえて、医療機関を受診させるまでの処置、保護者等に引き渡すまでの処置又は一般の医療の対象とならない程度の軽微な傷病の処置などの学校における救急処置の範囲を確認し、一般用医薬品の取扱いについて検討することが必要です。

学校での一般用医薬品の管理に関する責任者は校長です。一般用医薬品の購入や保管などの取扱いについては、保健主事、養護教諭等だけで判断せず、必ず校長に相談し、学校医、学校歯科医又は学校薬剤師の指導・助言を受け、決定するようにします。

なお、一般用医薬品の保管や使用状況などについては、養護教諭が一般用医薬品管理簿(P10参照)などに記録し、校長への報告及び相談に努めます。

年度当初に、養護教諭は保健主事と協力し、教職員に対して、学校における一般用医薬品の取扱いの方針を説明し、共通理解を図ることが大切です。

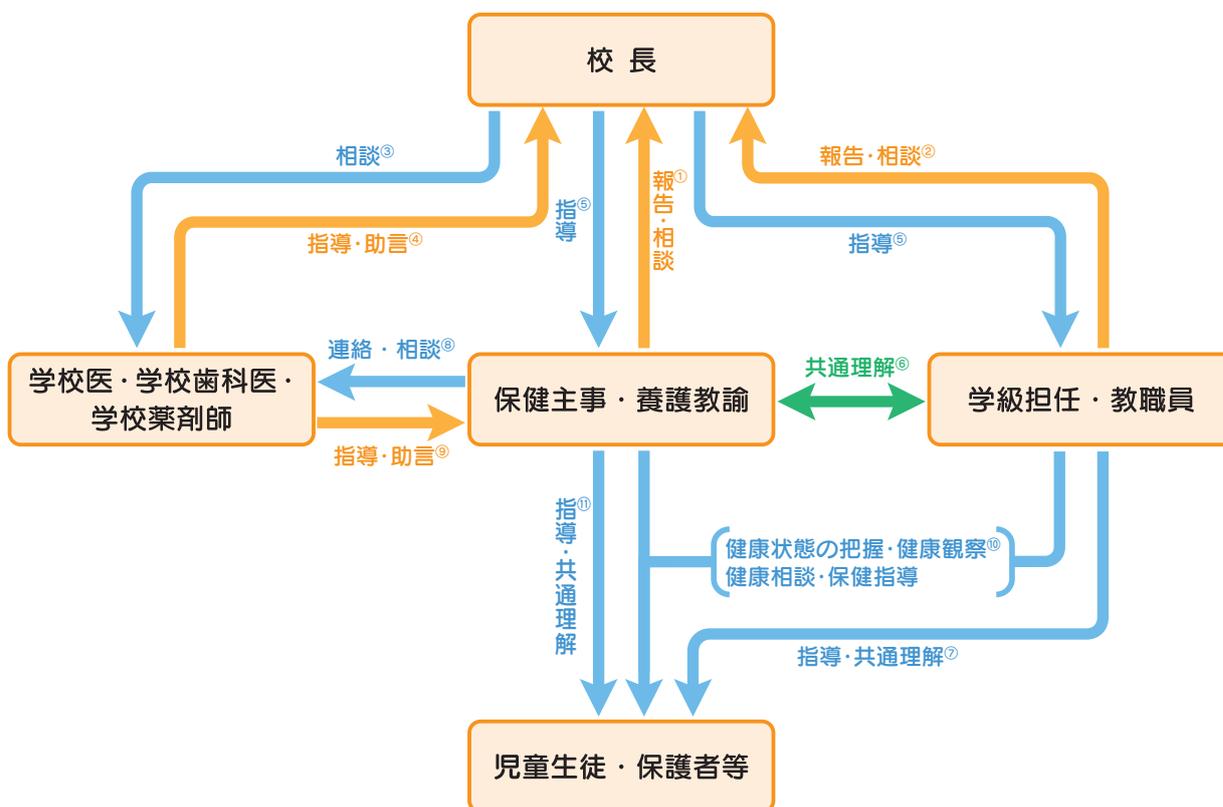
おさえておきたいポイント

- 学校は原則として一般用医薬品を児童生徒に提供する場ではないこと。
- 学校で一般用医薬品を常備する場合、要指導医薬品及び第一類医薬品は提供しないこと。
- 一般用医薬品を常備する場合、可能な限り、安全性の高い第三類医薬品を選ぶこと。
- 学校での一般用医薬品の管理に関する責任者は校長であること。
- 一般用医薬品の取扱いについては、教職員の共通理解を図ること。



(2) 組織体制と役割

学校における一般用医薬品管理の組織体制図



1) 校長の役割

学校における一般用医薬品の購入時の選定に当たっては、学級担任及び養護教諭等から、前年度までの児童生徒の傷病の状況、それに伴う一般用医薬品の使用状況などの情報をもとに、校長が管理責任者として学校の実状を踏まえて判断する必要があります^{①、②}。また、その際には学校医、学校歯科医又は学校薬剤師に相談し^③、指導・助言を受けるようにします^④。

校長は、一般用医薬品の取扱いについて、保健主事及び養護教諭が教職員、児童生徒及び保護者等の共通理解を図るための様々な機会(入学時オリエンテーション、学校保健委員会など)を活用できるよう働きかけます^⑤。

2) 学級担任の役割

学級担任は、日常の健康観察や保護者等からの連絡などで得た児童生徒の健康に関する情報について、養護教諭、教科担任及び部活動顧問などに伝え、共通理解を図ることが大切です^⑥。また、年度当初に児童生徒に対し、保健室の利用方法について指導するとともに、学校の救急処置の範囲について、児童生徒のほか、保護者等に対しても連絡します^⑦。

3) 保健主事の役割

保健主事は、学校保健計画を立案し、学校保健に関する組織的活動が円滑に実施されるよう推進する必要があります。一般用医薬品の取扱いについては、養護教諭と協力して、学校医、学校歯科医又は学校薬剤師に相談し^⑧、指導・助言を受け^⑨、十分な注意を払うことが大切です。また、保健指導の充実を図るため、教職員に対して児童生徒の実態に合わせた的確な情報提供などを行います^⑩。



4) 養護教諭の役割

a. 児童生徒の健康に関する情報の把握

養護教諭は、年度当初に保健調査票、学校生活管理指導表、保護者等からの連絡内容などにより、児童生徒の既往歴やアレルギー疾患の有無などの情報を収集・把握しておきます^⑩。把握した児童生徒の情報については、学級担任及び学校医等にも伝え、共通理解に努めることが大切です^⑥、^⑧。

おさえておきたいポイント

年度当初には保健調査票、学校生活管理指導表等から、児童生徒の既往歴やアレルギー疾患の有無等の情報収集を行うことが大切です。

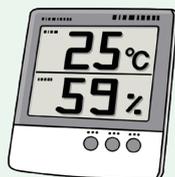
b. 保健室の一般用医薬品の保管・管理

保健室は医療機関ではないため、学校における救急処置の範囲で使用する一般用医薬品のみ常備していることについて、児童生徒及び保護者等に周知しておきます^⑪。

保健室の一般用医薬品の使用、保管場所の温度や湿度の管理、施錠などの保管・管理及び廃棄方法などについては、学校医、学校歯科医又は学校薬剤師に相談し^⑧、その指導・助言のもとに行います^⑨。また、一般用医薬品管理簿などを活用して適切に管理するようにします。

おさえておきたいポイント

- 保管する場所の温度、湿度などに注意すること。
- 施錠できる薬品戸棚に保管すること。
- 廃棄の方法は学校薬剤師に指導・助言を受け使用すること。



c. 保健指導

児童生徒の実態に合わせた保健指導が効果的に行われるよう、必要に応じて学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校三師」という。)の協力を得て、医薬品に関わる資料提供や授業への参画など、学級担任や教科担任等と連携して進めます^⑥。また、随時、児童生徒への個別の保健指導を行います^⑪。

おさえておきたいポイント

一般用医薬品を継続的又は日常的に求めたり、使用したりしている児童生徒については、その背景にある心身の不調の原因などに目を向け、学級担任や関係教職員との情報交換に努めながら対応することが重要です。また、一般用医薬品の正しい使い方について個別に保健指導を行うようにします。

5) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の役割

学校三師は、一般用医薬品の選択、保管に関する注意事項、使用方法及び使用期限が切れた場合の対応などについて、校長、保健主事、養護教諭等に指導・助言を行います^⑨。

学校薬剤師は、学校における一般用医薬品の管理状況について、定期的に点検し、必要に応じて校長及び養護教諭に指導・助言をします^{④、⑨}。

6) 教育委員会等学校の設置者の役割

教育委員会等学校の設置者は、それぞれの地域の医師会、歯科医師会及び薬剤師会等と連携して、一般用医薬品の管理について共通理解を図り、学校保健活動を推進することが大切です。

学校における 一般用医薬品の常備の検討の流れ

STEP
1

一般用医薬品の
必要性の把握

学級担任及び養護教諭等は、前年度までの児童生徒の傷病の状況、それに伴う一般用医薬品の使用状況を把握し、校長等と必要性を検討する。

STEP
2

救急処置への
該当確認

養護教諭等は、一般の医療の対象とならない程度の軽微な傷病の処置に該当する処置に使用する一般用医薬品であることを確認する。

STEP
3

一般用医薬品の
選定

校長は、学校医、学校歯科医又は学校薬剤師の指導・助言を踏まえて、保健主事及び養護教諭とともに、常備する必要性を勘案し、一般用医薬品を選定する。

STEP
4

児童生徒・
保護者等との
共通理解

養護教諭は、保健主事と協力して、教職員、児童生徒及び保護者等に対して、一般用医薬品の利用について共通理解を図る。

2. よくある質問

(1) 一般用医薬品の常備

Q1 学校に一般用医薬品を置いてもよいですか。

A 一般用医薬品を学校に置くことについて、規制している法令はありませんが、学校は、原則として医薬品を児童生徒に提供する場ではないので、救急処置に用いる薬などを除いて必ずしも常備する必要はありません。

一般用医薬品を常備する場合、一般用医薬品の使用が応急的なものであることを理解し、使用量、使用頻度は必要最小限に努めます。また、一般用医薬品の管理が適切に行われるように学校薬剤師に必要なに応じて相談することも大切です。

Q2 学校における一般用医薬品の取扱いについて児童生徒や保護者等への周知はどのようにすればよいですか。

A 学校は、年度当初に入学時オリエンテーション、保護者等説明会や保健だよりなどを利用して自校における一般用医薬品の取扱い方針を保護者等に周知します。また、児童生徒には、学級担任や養護教諭が指導します。

児童生徒の急な発熱や腹痛などは、重大な疾患が隠れている場合があります。安易に一般用医薬品を渡さずに保護者等に連絡するとともに、児童生徒を自宅に帰す手続きを取り、医療機関への受診を勧めることが必要です。また、症状等に応じて救急車を要請し、早期に医療機関に搬送することが必要な場合も考えられます。

Q3 災害時に必要となる医薬品等は何がありますか。

A 災害時超急性期の必須医薬品については、一般社団法人日本災害医学会がリストを作成しています。

しかし、学校ごとに想定される災害が異なることや多くの学校は避難所として指定されていることなどから、市町村の防災担当部局や教育委員会等において備蓄する医薬品等が決定されます。また、災害が発生した際に適切に活用できるよう置き場所や数量、使い方等について、関係者が連携して利用マニュアルを作成することも重要です。

なお、災害時超急性期における必須医薬品リストについて、詳しくは一般社団法人日本災害医学会ホームページ(<https://jadm.or.jp/contents/model/>)を参照してください。

(2) 一般用医薬品の購入及び保管・管理

Q4 学校が一般用医薬品を購入する際の注意点を教えてください。

A ① 一般用医薬品のうち第一類医薬品及び要指導医薬品は購入せず、可能な限り、安全性の高い第三類医薬品を選びます。一般用医薬品を購入する際の品目の選定に当たっては、学校の種別や規模、過去の使用状況などを考慮し、学校医、学校歯科医又は学校薬剤師の指導・助言を受けます。

② 使用期限の長いものを購入します。また、小包装で可能な限り個別包装(個々に包装されているもの)になっているものを購入します。

③ 購入する数量は、使用頻度を十分に考慮して決めます。

なお、医薬品の使用期限は未開封の期限であり、開封後長期間経過したものは品質が劣化するため、購入する量は必要最小限の量とします。

Q5 学校に一般用医薬品を置く場合の保管・管理上の注意点を教えてください。

- A
- ① 一般用医薬品の箱に表示されている使用期限の表示を確認します。使用期限は開封前の期限であり、開封後の使用期限は、種類や保管状態によって異なります。開封されている一般用医薬品の使用期限については学校薬剤師に相談します。
 なお、使用期限が切れた一般用医薬品は、速やかに廃棄します(P12、「(5)廃棄方法」参照)。
 - ② 一般用医薬品の保管は、箱に同封されている説明文書の記載に従い、直射日光を避け、温度・湿度に注意し、施錠して保管します。
 - ③ 一般用医薬品の容器を開封した時、容器自体に開封年月日などを明記します。
 - ④ 一般用医薬品管理簿を作成するなど、一般用医薬品の保管や使用状況などの管理全般を把握することが望ましいです。また、翌年度以降の一般用医薬品の購入の検討に活用します。なお、軟膏や液剤など正確な使用量が把握できない場合は、概数を記録します。
 一般用医薬品管理簿には、商品名、購入年月日、使用期限、開封年月日などを記録し、また、学期末など定期的に使用期限や在庫の状況、使用量の状況などの点検を行い記録することが望ましいです。
 なお、一般用医薬品管理簿は、あくまでも一般用医薬品の管理に使用するもので、使用した児童生徒や使用量等については、保健日誌などに記録しておくことが大切です。

一般用医薬品管理簿(例)

| | | | |
|-------|-----------|--------|-------------|
| 医薬品名 | 〇〇軟膏 | 効能 | かゆみ、虫刺され |
| メーカー名 | 〇〇製薬 | | |
| 規格・容量 | 25g | 使用上の注意 | 目に入らないように注意 |
| 購入年月日 | 2022/4/10 | | |
| 使用期限 | 2024/5 | 廃棄方法等 | 不燃ごみ |
| 開封年月日 | 2022/4/20 | | |

| 年月日 | 在庫量 | 備考 |
|-----------|-----|------|
| 2022/4/10 | 25g | 受入 |
| 2023/3/20 | 15g | 点検 |
| 2023/9/30 | 10g | 点検 |
| 2024/3/20 | 5g | 点検 |
| 2024/4/10 | 0g | 最終点検 |
| | | |
| | | |

※学期末など定期的に使用期限、在庫状況、使用量の状況などを点検すること。

(3) 一般用医薬品の使用

Q6 児童生徒が一般用医薬品を使用する際の保護者等の了解は、どのようにして得たらよいですか。

- A** 年度当初の保健調査票や学校生活管理指導表などから児童生徒の健康に関する情報を得るとともに、学校における一般用医薬品の取扱いなどについて保護者等に対し保健だよりなどを活用して周知し、使用してはならない一般用医薬品などがある児童生徒については、事前に学校に知らせてもらうよう連絡しておくことが大切です。
- その上で、外用薬(塗布薬、湿布薬など)は事前に保健調査票や学校生活管理指導表でアレルギーの有無を確認しておき、原則、保護者等と連絡が取れない場合には使用しないようにします。ただし、打撲・ねんざなどで湿布薬などを使用する場合は、児童生徒の使用に当たっての注意を説明するとともに、その状態と手当の内容や経過などの報告を学級担任や保護者等しておくことが必要です。

Q7 湿布薬・貼付薬の使用の際の注意事項について教えてください。

- A** 湿布薬・貼付薬の中には、その副作用等により日常生活に支障を来す程度 of 健康被害が生ずるおそれがある第二類医薬品があり、医薬品によっては、ぜん息を起こしたことがある人には使用しない、かぶれが起こることがあるなど注意が必要であるため、安易に用いないよう注意が必要です。したがって、学校医や学校薬剤師の指導・助言を受け、可能な限り安全性の高い第三類医薬品を選ぶようにします。
- なお、一般用医薬品全般の注意事項はP9のQ4を参照してください。

Q8 塗布薬の使用の際の注意事項について教えてください。

- A** 塗布薬のうち、ステロイド(副腎皮質ホルモンや合成ステロイド)が含まれているものは、指定第二類医薬品に該当します。したがって、学校医や学校薬剤師の指導・助言を受け、可能な限り安全性の高い第三類医薬品を選ぶようにします。副作用のリスクなどを考慮し、判断する必要があります。
- また、塗布薬の場合、チューブなどから直接患部に塗布すると、チューブに残った塗布薬に細菌汚染が起こる可能性があるため、使用前に手をきれいに洗い、指に取り出して又は綿棒やガーゼなどに取り出してから塗布します。
- なお、一般用医薬品全般の注意事項はP9のQ4を参照してください。

Q9 点眼薬の使用の際の注意事項について教えてください。

- A** 同じ点眼薬を複数の児童生徒に使い回しすることは、点眼薬自体に細菌汚染が起こり、その点眼薬を介して細菌が感染する可能性があるため、可能な限り使い切りタイプ(1回用)を使用します。
- なお、一般用医薬品全般の注意事項はP9のQ4を参照してください。



Q10 ノロウイルス感染症発生時の吐物・下痢便の清掃の方法について教えてください。

- A** 公益財団法人日本学校保健会が作成した『学校において予防すべき感染症の解説＜平成30(2018)年3月発行＞』(P53参照)を参考にして清掃等を行います。
- 近くにいる人を別室などに移動させ、換気をした上で、吐物・下痢便は、ゴム手袋、マスク、ビニールエプロンをして、できればゴーグル、靴カバーを着用し、ペーパータオルや使い捨ての雑巾で拭き取ります。
- 吐物は広範囲に飛散するため、中心部から半径2mの範囲を外側から内側に向かって、周囲に拡げないようにして静かに拭き取ります。拭き取ったものはビニール袋に二重に入れて密封して破棄します。
- 便や吐物の付着した箇所は、0.1%(1,000ppm)次亜塩素酸ナトリウム消毒液で消毒します。次亜塩素酸ナトリウムは、木や紙などの有機物に触れると消毒効果が下がるため、ペーパータオルを使ったり木の床を消毒したりする場合には、0.2%(2,000ppm)以上の濃度の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用します。消毒液をスプレーで吹きかけると、逆に病原体が舞い上がり、感染の機会を増やしてしまうために、噴霧はしないようにします。
- 処理後、スタッフは石鹸、流水で必ず手を洗います。

参考

希釈して用いる消毒薬の注意点と使用温度

塩化ベンザルコニウムなどの消毒薬を水道水や精製水で希釈したものは、長時間保管すると微生物汚染を受ける可能性があります。綿球やガーゼなどを浸した場合には、微生物汚染を受ける可能性が高いばかりでなく、消毒力も低下する可能性があることから特に注意が必要です。したがって、希釈した消毒薬は、使わなくても翌日に持ち越さないようにしてください。

これらの消毒薬を粘膜や損傷皮膚に使用する場合は、滅菌精製水で必要なときに必要な量だけ希釈したものを使用するのが望ましいです。

嘔吐の際など汚物処理の消毒に用いる次亜塩素酸ナトリウムを希釈した消毒薬についても翌日には持ち越さないようにしてください。また、直射日光を避け、児童生徒が触れないような場所に保存してください。

消毒薬の効果は、使用温度が20～25℃で検討されたものであり、低温では効果が得られない場合があります。

詳しくは、学校薬剤師の指導・助言を受けてください。

(4) 学校行事での一般用医薬品の取扱い

Q11 宿泊学習・校外学習の際の一般用医薬品の取扱いについて教えてください。

- A** 宿泊学習・校外学習などの際には、原則として、児童生徒が必要に応じて一般用医薬品を持参するよう保護者等に依頼するとともに、児童生徒にも持参に当たっての注意事項などについて指導します。
- 学校の救急用医薬品として修学旅行などに一般用医薬品を持って行く場合、どのような一般用医薬品を用意すればよいのか、学校医、学校歯科医又は学校薬剤師の指導・助言に基づいて、養護教諭が校長に相談して決めます。
- なお、使用に当たっての留意点は、学校で一般用医薬品を使用する場合と同様です。

(5) 廃棄方法

Q12 期限の切れた一般用医薬品の廃棄方法について教えてください。

- A** 処分方法については、廃棄物の区分によって異なるので、学校薬剤師の指導・助言のもとで処分します。

第3章 医療用医薬品の取扱い

様々な疾病のある児童生徒が安全・安心な学校生活を送るために、児童生徒に処方されている医療用医薬品を、保護者等の依頼に基づき、可能な場合には、学校が預かる場合があります。

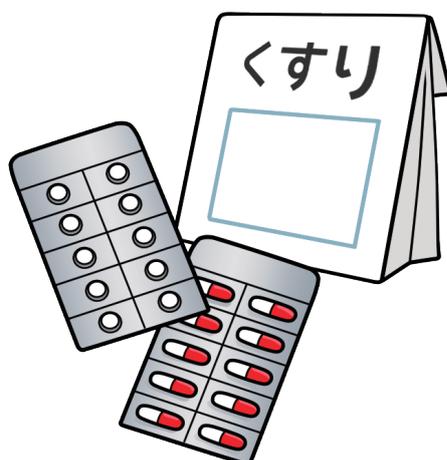
学校において児童生徒が使用する医療用医薬品を預かることに関して、法令上の規制はありませんが、預かる場合には、校内体制を整える必要があります。

1. 医療用医薬品の預り時の対応

(1) 学校における共通理解

児童生徒が学校で医療用医薬品を使用する場合、原則、本人が保管・管理します。しかし、本人が保管・管理できないやむを得ない事情がある場合(P21 Q13参照)には、学校で預かることも考えられます。

学校で医療用医薬品を預かる場合には、事前に教育委員会等学校の設置者に対して、所管する学校における基本原則や他校の状況等を確認し、児童生徒、保護者等、主治医、学校医、学校歯科医、学校薬剤師と十分に話し合い、共通理解を図ることが大切です(P17参照)。学校は、個々の実状に応じた対応ができるように、適切な預りができることはもちろんのこと、教職員への周知徹底を行い、教職員全体で共通の認識を持つことで十分な校内体制を確立することが必要です。また、保護者等との連絡体制の確立も必要です。このため、校長のほか、関係する教職員が同席し、保護者等との面談を行い、十分な打合せをします(P17参照)。保護者等から医療用医薬品の預り依頼があり、打合せをした上で、学校で預かる方向性が決定したら、保護者等に依頼書の提出を求めます(P18参照)。依頼書は、児童生徒の健康状態、預かる医療用医薬品を明確にし、保護者等と学校の間で共通認識を得ることが重要です。また、医療用医薬品の校内保管体制については、児童生徒の健康状態を踏まえて適切に対応できるように検討しておく必要があります。



(2) 医療用医薬品の預り時の流れと学校関係者の役割

学校における医療用医薬品の預りの流れ(例)

各都道府県教育委員会・市町村教育委員会から事前に提供されている資料や、各学校の実状に合わせて対応を進めます。

1. 校内における医療用医薬品の預り方針と教職員の共通理解

- 校長、保健主事、養護教諭は、学校医、学校歯科医、学校薬剤師と相談のうえ、学校における医療用医薬品を預かる方針を決め、環境条件整備(保管場所など)を行う。
 - 校長は、教職員の共通理解を図る。
- ※学校で預かる条件が整備できていない場合は、その旨を保護者等に説明し、その時点では預かることをしない。



2. 保護者等との面談

- 保護者等からの申し出があった場合に随時面談を実施する。
- 校長のほか、学級担任、保健主事、養護教諭など複数人が面談に同席して話を聞き、保護者等と共通理解を図る。



- 医療用医薬品を預かる場合は、保護者等に対して依頼書の提出をお願いする。依頼書は保護者等が記入する



3. 保護者等、主治医との連携／教職員の共通理解

- 保護者等、主治医と連携し、学校における医療用医薬品の預りを行う。
- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の指導・助言を受け、学校における保管状況について確認する。



4. 定期的な内容の確認

- 原則として、年度当初に依頼書を提出してもらい、情報を更新する。また、医療用医薬品に変更がある場合は、適宜依頼書を提出してもらう。
- 保護者等と密に連絡を取り、受診状況などを把握する。
- 医療用医薬品を保管する者は、医療用医薬品の温度などの保管状況や使用期限に注意し、年度末や長期休業前などに定期的な点検を行う。
- 預かった医療用医薬品は、長期休業前には一旦、保護者等に返却する。

① 校長の役割

校長は、児童生徒の保護者等から、児童生徒が使用する医療用医薬品の預りを依頼された場合、校内における医療用医薬品の預りに関して検討する機会を設けて、学校医、学校歯科医又は学校薬剤師の指導・助言を受け、学校の方針を決めます。

学校で医療用医薬品を預かる際には、校長の責任のもと、教職員の協力を得ることができる校内体制や保護者等との連絡体制の確立などが必要です。

校内体制の確立ができていない場合は、保護者等にその旨をきちんと伝えることが大切です。その上で、主治医、保護者等との話し合いを重ね、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の指導・助言を受け、教職員の共通認識を得るなど学校の条件整備に努めます。

② 学級担任の役割

学級担任は、保護者等の窓口となり、当該児童生徒の健康に関わる要望や情報について、校長に伝えます。学校として医療用医薬品を預かることができる体制が整い次第、保健主事、養護教諭とも連携を図り、学校における医療用医薬品の預りについて保護者等と共通理解を図ります(P17参照)。

児童生徒が医療用医薬品の取扱いなどで困っていることはないか、周囲の児童生徒に問題となる行動はないかなどの様子にも注意を払います。当該児童生徒の状況を周囲の児童生徒に知らせることについては、安全確保上重要なことですが、プライバシーに関わるので、保護者等及び児童生徒本人と十分に話し合い、個々による判断が求められます。

③ 保健主事の役割

保健主事は、校長、養護教諭及び学級担任、並びに学校医、学校歯科医、学校薬剤師と連携を取り、学校内の連絡調整を行うようにします(P17参照)。緊急時の対応について、養護教諭と協力して教職員に周知徹底して共通理解を図り、当該児童生徒への配慮ができるような体制づくりに努めます。また、養護教諭と協力し、依頼書に基づいた個別保管記録などの作成(P19参照)やシミュレーション形式での校内研修会の企画など、当該生徒の緊急時に備える体制づくりを行います。

④ 養護教諭の役割

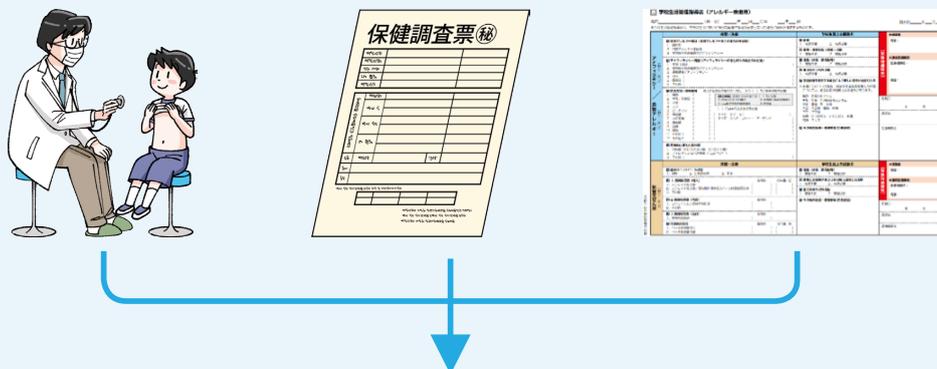
養護教諭は、緊急時の対応について校長及び保健主事に相談し、教職員への共通理解を図ります。また、保健主事と協力し、依頼書に基づいた個別保管記録(個別対応の経過記録)などの作成(P19参照)やシミュレーション形式での校内研修会の企画など、当該児童生徒の緊急時に備える体制づくりを行います。

また、児童生徒が医療用医薬品を使用する際には、プライバシーを守り、安全に医療用医薬品が使用できる環境の整備が必要です。なお、使用場所については、その児童生徒、保護者等、校長、学級担任、保健主事等と相談し、適切な場所を提供できるように努めます。医療用医薬品の預りについては、主治医、学校医、学校歯科医、学校薬剤師などの専門家の指導・助言を受けることが大切です。預かっている医療用医薬品の使用期限などを一括で管理するため、医療用医薬品預り書(依頼書)(P18参照)をもとに一覧表を作成することも有効です(P20参照)。

児童生徒の健康に関する情報の把握のため、年度当初に保健調査票、学校生活管理指導表、保護者等からの連絡内容などにより、児童生徒の既往歴やアレルギー疾患の有無などの情報を収集・把握します。把握した児童生徒の情報については、学級担任及び学校医等にも伝え、共通理解に努めることが大切です。

おさえておきたいポイント

年度当初には保健調査票、学校生活管理指導表等から、児童生徒の既往歴やアレルギー疾患の有無等の情報収集を行うことが大切です。



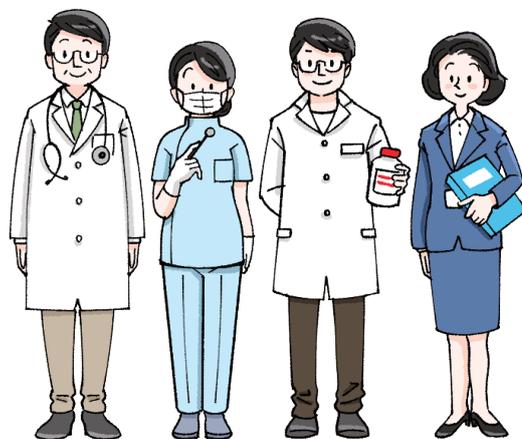
児童生徒の既往歴、アレルギー疾患の有無等の情報収集

⑤ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の役割

学校三師は、学校の相談役として、医療用医薬品の預りについて指導・助言を行います。

⑥ 教育委員会等学校の設置者の役割

教育委員会等学校の設置者は、それぞれの地域の医師会、歯科医師会及び薬剤師会等と連携して、医薬品管理について共通理解を図り、学校保健活動を推進することが大切です。また、所管する学校における医療用医薬品の預り状況を把握しておくことも大切です。



学校における医療用医薬品の取扱いについて

(学 校 名)

学校内での医療用医薬品の預りは、保護者等からの依頼に基づいて行っています。

医療用医薬品を取り違えないようにしたり、学校内で医療用医薬品を使用又は使用の介助を適切に行ったりするため、以下の内容についてご理解とご協力をお願いします。

1. 学校における医療用医薬品の取扱い

- (1) 本校が預かることができる薬は、医師等が処方した医療用医薬品に限ります。症状に応じて使用の判断が必要な医療用医薬品を預かることはできません。
- (2) 本校では教職員が児童生徒に医療用医薬品を使用することは行っておりません。ただし、保護者等から提出のあった書面に従って、緊急性が高いアレルギー症状があると判断した場合に、アドレナリン注射液(エピペン[®])、てんかん発作を起こした場合にジアゼパム(ダイアップ[®])などの坐薬及びミダゾラム口腔用液(ブコラム[®])を使用する場合があります。
- (3) 医療用医薬品の使用の介助については、医師、歯科医師又は看護職員が、患者の状態が以下の3条件を満たしていることを確認し、教職員による医療用医薬品の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、教職員が行います。

〈医療用医薬品の使用の介助の3条件〉

- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- ③ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

2. 必要な提出書類

- 医療用医薬品預り書(依頼書)
- 医療用医薬品の説明書の写し
- 医師の指示書(必要に応じて)

3. 注意事項

- (1) 服薬時間について、主治医に相談の上、学校生活時間以外に変更できるものは変更にご協力をお願いします。
- (2) 医療用医薬品は1回分の量に分け、それぞれに児童生徒の氏名、服薬日時を記入してください。
- (3) 医療用医薬品に関する各書類の有効期限は年度末までとします。新年度には新しいものをご提出ください。
- (4) 医療用医薬品の内容(種類・量)に変更があった場合は、医療用医薬品預り書(依頼書)を再度提出してください。

4. その他

医療用医薬品の取扱いについてのご相談があれば学級担任又は養護教諭にお尋ねください。

医療用医薬品預り書(依頼書)(例)

(固有番号)

(学 校 名)

| | | | | | |
|---------------------------------|------------------|----------------|----------|------------|-----------|
| (フリガナ) 児童生徒氏名 | | | | 性 別 | 男 ・ 女 |
| 学年・組 | | 年 組 担任名 () | 生年月日 | | 年 月 日 |
| 診断名 | | | | | |
| 主な症状等 | | | | | |
| 学校生活での注意事項 | | | | | |
| 緊急時の対応についての 注意事項 | | | | | |
| 医 薬 品 に つ い て | 現在使用している 医薬品名 | | | | |
| | 使用に当たっての 注意事項 | | | | |
| | 保管についての 注意事項 | 使用期限その他 () | | | |
| 薬物アレルギーの有無 | | 有 無 | 医薬品名 () | | |
| 医 療 機 関 情 報 | 医療機関名 | | | | |
| | 住所 | | | | |
| | 電話番号 | () - | | | |
| | 主治医名 | 科 | | 先生 (電話番号) | |
| 科 | | 先生 (電話番号) | | | |
| 緊急時連絡先 (優先順に記入してください) | | 優先連絡順 | 氏名 | 続柄 | 連絡先(電話番号) |
| | | ① | | | |
| | | ② | | | |
| | | ③ | | | |
| その他の連絡事項 | | | | | |

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員で共有することに同意します。

令和 年 月 日

保護者等氏名

年度 個別保管記録(例)

(固有番号)

| 学年・組 | 担任名 | (フリガナ) 児童生徒氏名 | | 性別 | 部活動・クラブ |
|------------|-------------|------------------|-------|-------------|---------|
| 年 組 | | 生年月日 | 年 月 日 | 男 ・ 女 | |
| 診断名 | | | | | |
| 医薬品名 | | | | | |
| 医療機関の名称 | 保護者等連絡 電話番号 | | | | |
| 医師名 | ① | | | | |
| | ② | | | | |
| 電話番号 () - | ③ | | | | |
| 日時 | 経過観察及び面談記録 | | | | 記録者 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

〈個別保管記録(例)の活用について〉
 ○個別保管記録は、依頼書を参考にして必要事項を記入し、保護者等との面談での共通理解の内容や、児童生徒の健康状態の経過が分かる記録したものの一例です。経過を追って、記録を付けることが大切です。
 ○インデックスを付けておくと、緊急時対応などの際にすぐに持ち出しができます。

年 月 日作成

預り医療用医薬品の使用期限等確認一覧表(例)

(学 校 名)

| 通番 | 固有番号 ^{注)} | (フリガナ) 児童生徒氏名 | 医薬品名 | 確認者名 | 確認日 | 点検予定日 |
|----|--------------------|------------------|------|------|-----|-------|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |

注) 児童生徒ごとに異なる番号を付け、医療用医薬品預り書(依頼書)、個別保管記録から転記する。

2. よくある質問

(1) 医療用医薬品の保管

Q13 学校で医療用医薬品を預かってよいですか。

A 学校で医療用医薬品を預かることについて法令上の規制はありません。児童生徒本人の保管・管理が原則となりますが、以下のような場合は、保護者等の申し出により、学校で医療用医薬品を預かることも考えられます。

- ① 緊急やむを得ない措置として投与する医療用医薬品
- ② 解熱鎮痛剤の坐薬や水薬のように冷所保管などの保管条件がある医療用医薬品(保管条件は、Q15参照)
- ③ 児童生徒本人による保管・管理が困難な場合

Q14 保護者等から「医療用医薬品を預かって欲しい」と依頼された場合にどのように対応すればよいですか。

A 学校で医療用医薬品を預かる場合、教職員及び保護者等との共通理解が必要です。

- ① 校長の責任のもと、医療用医薬品を預かるのか方針を決め、教職員の共通理解を図ります。
- ② 教職員による医療用医薬品の使用及び使用の介助を依頼された場合は、医療用医薬品の使用及び使用の介助の条件を満たしているかを確認し(P23、「(2)医療用医薬品の使用及び使用の介助」の項参照)、教職員間での共通理解を図った上で適切な体制を整えます。
- ③ 保護者等と十分話し合い、共通理解を図ります。
- ④ 保護者等に預り書(依頼書)の記入・提出を求めます。

Q15 医療用医薬品を預かる際にはどのようなことに気を付けたらよいですか。

- A**
- ① 預かった医療用医薬品を安全に保管できる場所を確保します。
医療用医薬品は、教室や職員室、保健室など教職員が確実に管理できる場所に保管する必要があります。なお、他の児童生徒の目に触れないようにすることも大切です。
また、解熱鎮痛剤の坐薬や水薬などで、薬袋などに「冷暗所保存」などの記載がされている医療用医薬品の場合には、冷蔵保管する必要があります。「室温」は1～30℃、「常温」は15～25℃、「冷所」は1～15℃とされています。
 - ② 保護者等から医療用医薬品の預りについて依頼を受ける際に、学校では保管中に破損、紛失が生じないよう十分注意することを説明します。なお、破損・紛失が生じた場合の責任を負うことはできないことなどについて、保護者等の理解を求めておくことも大切です。



Q16 学校に養護教諭が不在時でも対応できるようにするためには、どのように他の教職員に医療用医薬品等を保管していることを周知しておいたらよいですか。

A 養護教諭は、年度初めに、AED、担架、「健康カード(既往症、現在の健康状態、緊急時の連絡先等が記入されている書類)」、「要配慮生徒ファイル(学校生活管理指導表、個人保管記録等を綴じているファイル)」、児童生徒から預かっている医療用医薬品(エピペン[®]、プロラム[®]等)、歯の保存液、応急手当に使用する物品、医療機関一覧等の保管・管理している場所を全ての教職員に周知しておきます。
 養護教諭が不在時でも対応できるよう、全ての教職員は、緊急やむを得ない処置として使用される医療用医薬品等が保管されている場所等を把握しておくことが重要です。

例



(2) 医療用医薬品の使用及び使用の介助

Q17 学校において教職員が児童生徒に医療用医薬品を使用してもよいですか。

- A 食物などによるアレルギー患者のアナフィラキシー発現時のエピペン[®]、てんかん発作を起こした場合のジアゼパム(ダイアップ[®])などの坐薬及びプロラム[®]の使用については、生命が危険な状態である場合に、救命の現場に居合わせた教職員が自ら使用ができない本人に代わって使用することは医師法違反とはならないと考えられます。また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむを得ず行った行為であると認められる場合には、関係法令の規定によりその責任が問われないと考えられます。詳しくは、P24「(3)緊急時の対応」を参照してください。



Q18 学校において教職員が児童生徒に医療用医薬品の使用の介助をしてもよいですか。

- A 判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものとして、患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族等に伝えている場合に、事前の本人又は家族等の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助することが示されています。具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く)、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む)、肛門からの坐薬挿入、鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助することは原則として医行為ではないと考えられるとされています。

【3つの条件】

- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- ③ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

(「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」(平成17年8月25日付け17国文科ス第30号文部科学省スポーツ・青少年局長及び初等中等教育局長通知)P35参照、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(その2)」(令和4年12月1日付け医政発1201第4号厚生労働省医政局長通知)P36参照)

(3) 緊急時の対応

Q19 緊急時に使用する医療用医薬品を預かる場合の対応はどのようにすればよいですか。

- A** ① 緊急時に使用する医療用医薬品を預かった場合、必要時にそれらが保管場所から迅速に取り出され、素早く児童生徒が使用できる、また状況に応じて教職員が使用することができるような保管を行うことが必要です。
- また、保護者等、主治医及び学校医等への連絡をするとともに、必要に応じて救急車を要請するなど、早期に医療機関を受診させる必要があります。
- 具体的には、アレルギー疾患のある児童生徒がアナフィラキシー発症時に使用するエピペン[®]、てんかん発作を起こした場合に使用するジアゼパム(ダイアップ[®])などの坐薬及びプロラム[®]について、状況によって教職員が使用する場合があります。エピペン[®]の使用については、公益財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン〈令和元年度改訂〉」(P53参照)を参照してください。また、ジアゼパム(ダイアップ[®])などの坐薬の挿入又はプロラム[®]の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守します。
- ② 緊急時に使用する医療用医薬品は、症状が出てからいかに速やかに使用できるかが重要であるため、緊急対応マニュアルを作成し、必要に応じて主治医や学校医とも連絡がとれる連絡体制を構築しておきます。特に連絡先となる医療機関の診療時間、診療時間外の緊急連絡先を把握しておくようにします。

Q20 学校においててんかん発作時に使用する抗けいれん薬を預かっている場合、児童生徒にてんかん発作が発生したときはどのようにすればよいですか。

- A** ① ジアゼパム(ダイアップ[®])などの坐薬を預かっている場合
児童生徒及び保護者等が学校等に提出している医師から受けたジアゼパム(ダイアップ[®])などの坐薬の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守できるようにしておきます。
- ジアゼパム(ダイアップ[®])などの坐薬を使用しようとしている児童生徒がジアゼパム(ダイアップ[®])などの坐薬を学校に預けている児童生徒であることを改めて確認し、その書面に基づき、教職員により手袋を装着した上で児童生徒にジアゼパム(ダイアップ[®])などの坐薬を使用します。また、保護者等、主治医及び学校医等への連絡をするとともに、早期に医療機関を受診させる必要があります。
- ※保護者等との面談時に、必ず緊急時の対応について確認します。
- ② プロラム[®]を預かっている場合
学校等に提出されたプロラム[®]の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守できるようにしておきます。
- その書面に基づき、教職員により児童生徒にプロラム[®]を使用します。また、保護者等や主治医及び学校医等への連絡をするとともに、早期に医療機関に搬送する必要があります。その際、プロラム[®]の投与状況を確認するため、救急隊又は受診先の医療機関の医療従事者にプロラム[®]の使用済みシリンジ(注射筒)を提示するほか、発作の状態や発作が起きたときの状況、意識の有無、発作後の経過、対応状況などを伝えます。
- ※保護者等との面談時に、必ず緊急時の対応について確認します。

参考

「エピペン®」の保管・管理



(エピペンサイト：<https://www.epipen.jp/teacher/index.html>)

児童生徒がアナフィラキシーに陥った時、エピペン®を迅速に注射するためには、児童生徒本人が携帯し、保管・管理することが基本です。しかし、それができない状況にあり対応を必要とする場合には、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、エピペン®の保管・管理について、学校は、保護者等・児童生徒本人、主治医・学校医、学校薬剤師等と十分な協議を行っておく必要があります。

児童生徒の在校中に、教職員がエピペン®の保管・管理を行う場合には、学校の実状に即して、主治医・学校医・学校薬剤師等の指導のもと、保護者等と十分に協議して、その方法を決定してください。方法の決定にあたっては、以下の事柄を関係者が確認しておくことが重要です。

- 学校が対応可能な事柄
- 学校における管理体制
- 保護者が行うべき事柄(有効期限、破損の有無等の確認)など

その他、学校は保管中に破損等が生じないように十分に注意するが、破損等が生じた場合の責任は負いかねることなどについて、保護者の理解を求めることも重要です。

学校が管理する場合、学校や児童生徒の状況は様々なので、画一的に学校での保管方法を指定することはできません。しかし、利便性と安全性を考慮した上で、それぞれの学校での最善の保管方法を検討する必要があります。

また、エピペン®は含有成分の性質上、以下のような保管が求められています。

- 光で分解しやすいため、携帯用ケースに収められた状態で保管し、使用するまで取り出すべきではない。
- 15℃～30℃で保存することが望ましく、冷所または日光のあたる高温下等に放置すべきではない。

(4) その他

Q21 学校におけるフッ化物洗口の実施について教えてください。

- A 学校において集団フッ化物洗口を実施する際は、歯科医師、薬剤師等の指導の下、原則として医薬品を使用するとともに、医薬品を使用する場合は添付文書の記載に従い、安全性を確保し適切な方法で実施します。フッ化物洗口を実施する場合には、「学校における集団フッ化物洗口について」(令和5年1月6日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)(P36参照)を参考にします。

第4章 保健室以外における校内の薬品管理

1. 管理上の組織体制

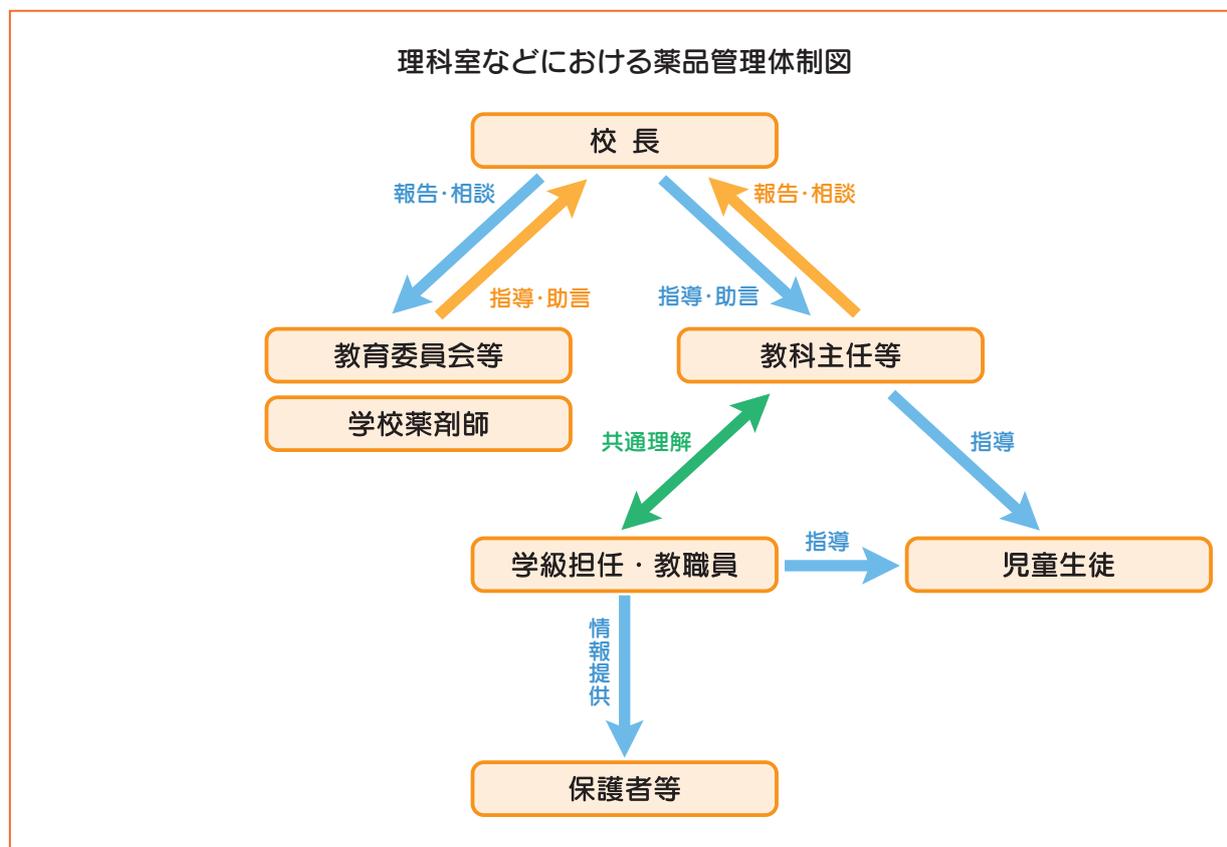
学校には理科などの授業で使用する薬品だけではなくプール、給食・配膳施設、便所など学校の施設・設備の衛生管理などで使用するための薬品もあります。

校長は、薬品による児童生徒の健康被害だけでなく、教職員の健康被害、さらに農薬散布や薬品の漏出による周辺住民への被害が起こらないよう適切な保管・管理及び使用・廃棄に責任があります。このため必要に応じて学校薬剤師から指導・助言を受け、保管・管理を行うことが重要です。

また、年度末など定期的に保管・管理の状況などの点検を行います。

2. 理科室などにおける薬品管理

(1) 組織体制



理科室などにおける薬品の保管・管理に関する実務担当者(教科主任等)は、教育活動に用いられる薬品の管理(薬品管理簿の記載)を適切に実施し、校長に報告・相談を行う必要があります。教職員は、児童生徒が薬品を誤飲、吸引、化学熱傷(薬品によるやけど)をしないよう安全な取扱いに配慮しなければなりません。

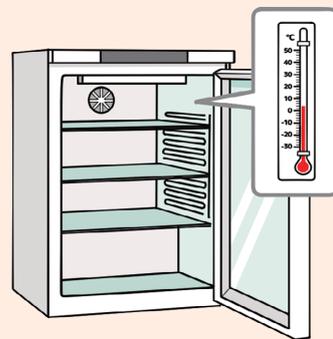
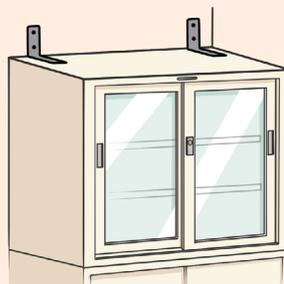
(2) 理科室などにある薬品の区分

理科室などに保管されている薬品には、「危険物」、「毒物」又は「劇物」に該当するものがあります。「危険物」は消防法、「毒物」及び「劇物」は毒物及び劇物取締法による規制対象物質となります。また、それらの廃棄については、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの規制に従わなくてはなりません。

毒物・劇物の詳細はP32、「4. 毒物・劇物の管理」を参照します。

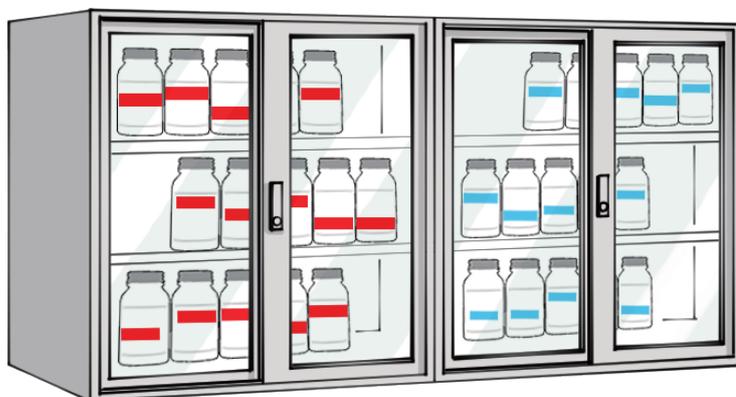
おさえておきたいポイント

- 管理簿を作成し、消防法や毒物及び劇物取締法に従って分類し、薬品によっては施錠保管すること。
- 地震による容器の転倒・破損防止対策としてL字フックにより薬品庫を固定する、漏出防止策として薬品の下にトレイを置くなど薬品の混合による二次災害の防止に心がけること。
- 薬品によって、遮光したり冷所に保管したりすること。



① 薬品の化学的性質による区分

化学的性質が、酸とアルカリのように相対する薬品を同じ場所に保管すると、地震などによりガラス容器が割れ、2種の物質が混合すると火災につながるおそれがあります。したがって、薬品を安全に保管するには消防法における危険物の区分ごとに保管することが考えられます。



危険物の分類

| 類別 | 性質 | 品名 | 指定数量 |
|-----|--------------------|--|---|
| 第一類 | 酸化性個体 | 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、漂白剤 (炭酸ナトリウム過酸化水素付加物) など | 第一種酸化性個体 50kg など |
| 第二類 | 可燃性個体 | 赤りん、硫黄、鉄粉、固形アルコール など | 硫黄 100kg 鉄粉 500kg 第1種可燃性個体 100kg など |
| 第三類 | 自然発火性物質 及び禁水性物質 | ナトリウム、黄りん など | ナトリウム 10kg 黄りん 20kg など |
| 第四類 | 引火性液体 | ジエチルエーテル、ガソリン、エタノール、メタノール、灯油、軽油、重油 など | ガソリン 200L エタノール 200L 灯油 1,000L など |
| 第五類 | 自己反応性物質 | 硝酸エステル類 など | 第一種自己反応性物質 10kg など |
| 第六類 | 酸化性液体 | 過酸化水素、硝酸 など | 300kg |

◎薬品の保管・管理や廃棄については、学校薬剤師や教育委員会等学校の設置者に相談します。



② 人体などに対する作用による区分

薬品を人体に対する作用によって分類することは、健康被害を未然に防ぐ観点から重要です。この点では毒物及び劇物取締法による区分が参考になります。

毒物：黄リン、水銀、無機シアン化合物など

劇物：アンモニア水、塩酸、過酸化水素、硝酸、硫酸、臭素、ヨウ素、ナトリウム、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、塩化バリウム、メタノール、フェノールなど

人体に対する作用が激烈な薬品は、特に保管・管理に注意し、計画的な購入を行うことが望めます。

おさえておきたいポイント

- 薬品は、化学反応性、有害性の点から多様な法令規制を受けます。
- 理科室などにある薬品、農薬などは、混合すると化学反応により、発熱、発火、有害ガスの発生などの危険性がある組合せの薬品があり、分けけて保管します。
- 薬品の保管・管理や廃棄については、学校薬剤師や教育委員会等学校の設置者に相談します。

理科室などで使用する薬品の薬品管理簿(例)

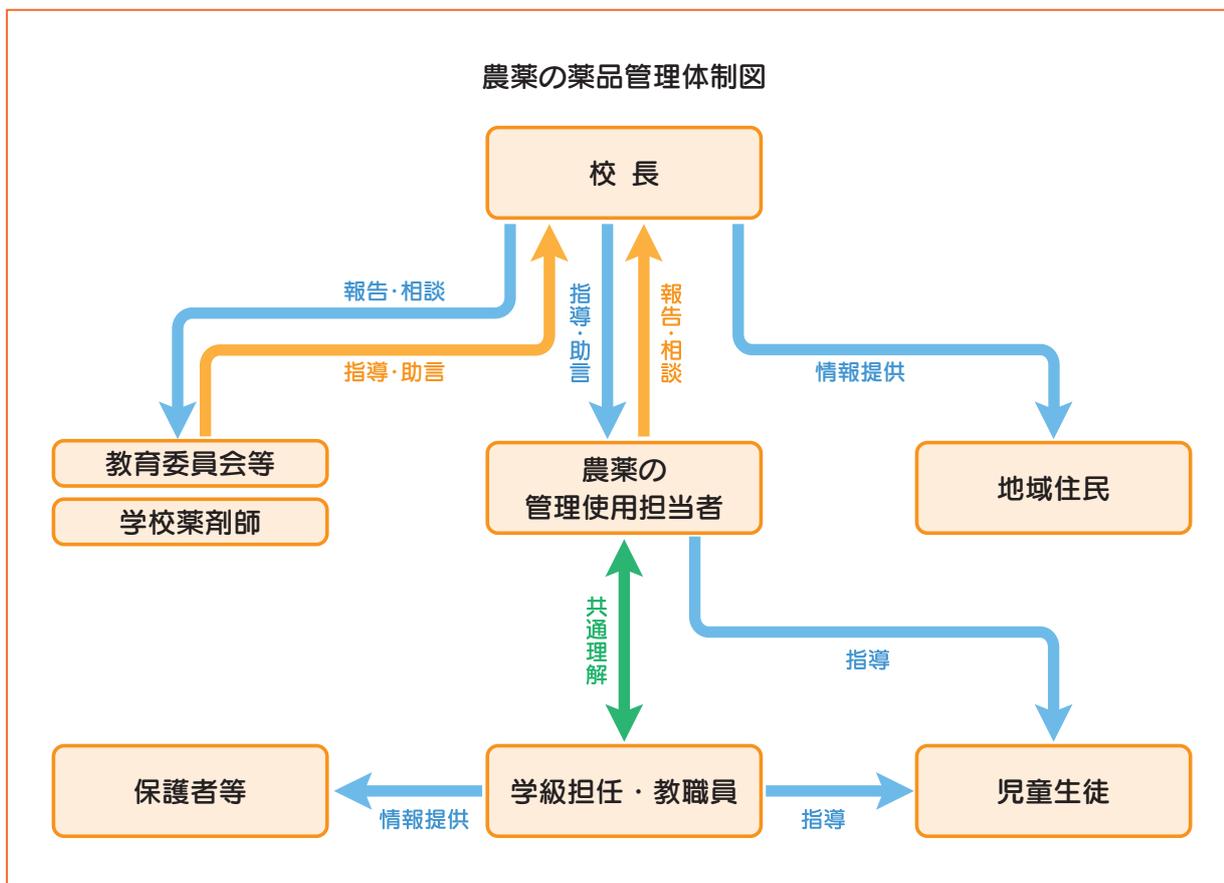
| | | | |
|---------------------|------|-----|-----|
| 管理番号 ^{注1)} | 12-1 | 薬品名 | 硫酸 |
| 取扱区分 ^{注2)} | 劇物 | 腐食性 | 吸湿性 |

| 年/月/日 | 摘要 | 残量(保管量) | 担当印 | 校長印 | 備考 |
|------------|-----------|---------|-----|-----|----|
| 2022/4/8 | 購入：AA薬品商店 | 500mL | | | |
| 2022/4/22 | 2年、化学 | 350mL | | | |
| 2022/9/9 | 1年、化学 | 200mL | | | |
| 2022/10/17 | 2年、化学 | 90mL | | | |
| 2023/3/23 | 点検 | 90mL | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

注1) 管理番号は「薬品種—容器番号」で表示する。薬品種は薬品ごとに任意の数字を決める。また、管理番号は、例えば、同一薬品2本購入した場合、容器ごとに「12-1」、「12-2」とする。

注2) 取扱区分は、毒物及び劇物取締法及び安全な理科実験・観察ハンドブック(高等学校編)資料4などを参考に記載する。

3. 農薬の管理



学校においては、樹木等の病害虫の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合があります。農薬の管理には注意が必要です。

学校の農薬の管理担当者は、保管・管理だけでなく、農薬使用の実施計画(時期、範囲)を適切に立案し、健康被害が発生しないよう児童生徒、保護者等及び教職員等への周知徹底を行う必要があります。農薬を使用する際には、事前に校長に報告し、地域住民へ周知することが大切です。また、農薬の飛散を原因とする地域住民の健康被害が生じないように、注意しなければなりません。

近年の園芸用薬品(除草剤、殺虫剤)は弱毒性となっていますが、誤って取り扱うと健康被害をもたらす場合もあります。また、農薬には劇物に該当するものもあり、最終有効年月も定められていることから、適正な使用計画にしたがって購入し、余分な保管をしないようにします。

学校における農薬の使用に際しては、「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底について(平成29年10月31日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)(P35参照)を確認するとともに、特に、以下の事項について注意が必要です。

- 学校等の施設管理者が行う農薬散布にあたっては、万が一にも子どもが農薬を浴びることがないように、児童生徒が在学し授業を受けている日・時間帯に実施しないなど、散布日・時間帯に最大限配慮すること。
- 農薬散布の情報は、周辺住民や児童生徒、保護者に対して事前に周知するとともに、学校等の施設管理者とその他職員間、学校等の施設管理者と委託された防除業者間で連携し、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報を共有すること。
- 学校等の施設管理者は、「住宅地等における農薬使用について」(平成25年4月26日付け農林水産省消費・安全局長及び環境省水・大気環境局長通知。以下「住宅地通知」という。)(P43参照)の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加するとともに、農薬の散布を委託した場合は、委託された防除業者等に住宅地通知を遵守させること。

おさえておきたいポイント

- 農薬管理簿を作成し、保管管理の徹底及び盗難、紛失の防止に万全を期すこと。
- 屋外倉庫に保管する際には、収穫物などの食品とは別の保管庫に収納すること。
- 万一、盗難、紛失事故が発生した場合は直ちに警察署に届けること。
- 雨水、浸水による溶出や漏出が起こらないよう保管場所を選定し、床に直置きしないなど保管方法に注意すること。

農薬管理簿(例)

管理番号 4-1 薬品名 △△
 取扱区分 殺虫剤 劇物 使用期限 2025年4月

| 年/月/日 | 摘要 | 残量(保管量) | 担当印 | 校長印 | 備考 |
|-----------|----------------|---------|-----|-----|----|
| 2022/5/9 | 購入：〇〇薬局 | 500mL | | | |
| 2022/5/16 | □□に散布(1000倍希釈) | 250mL | | | |
| 2022/9/26 | □□に散布(100倍希釈) | 0 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

注1) 管理番号は「農薬種—容器番号」で表示する。農薬種は農薬ごとに任意の数字を決める。また、管理番号は、例えば、同一農薬2本購入した場合、容器ごとに「4-1」、「4-2」とする。

注2) 取扱区分は、農薬の用途及び容器ラベルに毒物、劇物などの表示があれば記載する。

注3) 使用期限は、容器ラベル表示を参照する。

注4) 使用の都度、使用者が押印する。農薬管理簿のチェックの際には校長が押印する。

4. 毒物・劇物の管理

理科室などにおける薬品や農薬の中には、毒物又は劇物に該当するものがあります。毒物及び劇物は保健衛生上の見地から厳しい規制がかけられており、特に保管・管理に注意が必要です。

毒物又は劇物の保管場所には、毒物又は劇物が盗難にあう又は紛失することを防ぐための必要な措置を講じること、毒物又は劇物が飛散、漏出、流出、浸出等しないような措置を講じること、毒物の場合には「医薬用外毒物」、劇物の場合には「医薬用外劇物」の文字を表示することが必要です。また、毒物又は劇物の容器及び被包には、「医薬用外」の文字を表示し、毒物には赤地に白字で「毒物」の文字、劇物には白地に赤字で「劇物」の文字を表示することが必要であり、毒物又は劇物の容器として飲食物の容器を使用してはいけません。



これらのほか、以下のことも求められています。

- ① 毒物又は劇物の保管場所をその他の物から明確に区分された毒物劇物専用とすること。
- ② 鍵をかける設備等のある堅固な施設とした上で、その鍵の管理方法も適切な措置を講じること。
- ③ 保管場所は、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は部外者が容易に近づけない措置を講じること。
- ④ 保管設備の保守点検を定期的に行うこと。
- ⑤ 毒物又は劇物の授受を管理すること、保管されている毒物又は劇物の在庫量の定期点検をすること、毒物又は劇物の種類ごとの使用量を把握すること。
- ⑥ 盗難又は紛失時に備え、警察署及び関係行政機関(保健所、消防機関等)への連絡体制を整備しておくこと。また、毒物及び劇物の盗難、紛失の事態が生じた場合には、警察署及び関係行政機関に届け出る等の適切な措置を講じること。
- ⑦ ハザードマップ等を参照し、毒物又は劇物の保管施設等が浸水等想定区域等に存在するかを確認し、実態に応じて可能な範囲で被害の回避・低減に必要な措置、漏洩等の際の応急措置の検討、計画等準備すること。

おさえておきたいポイント

- 保管場所は、盗難・紛失を防ぐための必要な措置を講じなければならないこと。
- 飛散、流出等しないような措置を講じなければならないこと。
- 保管場所や容器・被包には表示が必要であること。
- 万一、盗難、紛失事故が発生した場合は直ちに警察署に届けること。

5. その他の薬品管理

プール、給食、配膳施設や便所周辺には、衛生管理のための薬品などが置かれています。これらの薬品も、その用法を誤れば危険です。家庭用化学物質と同じものもありますが、学校内であることを十分に認識して児童生徒のみならず教職員についても、薬品による事故が起こらないよう日頃から注意して管理をすることが望まれます。

なお、プールの衛生管理については、『学校における水泳プールの保健衛生管理 平成28年度改訂』（P53参照）を参考にします。

6. よくある質問

Q22 不要になった薬品や農薬の廃棄についてどうしたらよいですか。

A 原則として、専門の廃棄者処理業者に処理委託します。
中和や希釈して一般排水として流すことができる場合もありますが、希釈、中和作業時に事故を起こしたり、希釈や中和が不十分なために排水汚染を引き起こしたりする事例があります。
詳しくは、学校薬剤師や教育委員会等学校の設置者に相談します。

Q23 化学薬品や農薬の保管・管理の際の注意事項について教えてください。

A 通常、一般化学物質の保管温度は0℃～30℃です。これを目安に保管場所を決めてください。必ずしも冷蔵保存の必要はありません。
「冷蔵保存」又は「要冷蔵」の表記がある薬品を購入した場合には、5℃付近で保存する必要があります。家庭用冷蔵庫は対薬品耐性ではないため、電気回路の腐食から火災につながる可能性があり、望ましくありません。対薬品耐性の冷蔵庫がない場合には、購入しないようにします。
また、使用計画を立てる際には、在庫を最小限にとどめるよう購入量を工夫します。

Q24 在庫の化学薬品や農薬に使用期限表示がありませんが、どのようにすればよいですか。

A 農薬は、農薬取締法に基づき容器に使用方法、最終有効年月などが記載されています。もしラベルに記載された最終有効年月が消えて読めない又はラベルが無くなってしまっているような場合には、作成することとなっている農薬管理簿を確認した上で、学校薬剤師や教育委員会等学校の設置者に相談の上、廃棄します。
医薬品や農薬と異なり、化学薬品には一般に使用期限の記載がありませんが、数年を経た余剰の在庫品は、廃棄物として処理します。

Q25 農薬を使用した空容器や使用残農薬はどのように廃棄したらよいですか。

A 空容器・空袋の中に残留した農薬については、袋や容器を軽く叩き散布機に移す、水洗い可能なものは水で複数回洗い散布液の調整に用いるなどして使い切ります。残留がないことを目視で確認した上で、廃棄物の区分ごとに定められた方法で廃棄します。

Q26 化学薬品や農薬を誤飲、吸引、又は付着した場合どうしたらよいですか。

A

まず、誤って飲んだなどした薬品の種類などの状況を把握してください。
必要に応じて応急手当をしながら救急車を依頼するか、医療機関に搬送してください。
初期症状が軽微でも、体内に徐々に浸透し重大事になることがあるので、学校で判断せず医療機関を受診させます。

なお、どのように対応すればよいかわからない場合には、日本中毒情報センターで情報が得られます。
(つくば中毒110番 029-852-9999 大阪中毒110番 072-727-2499)

参考

応急手当

- ① 食べた場合・飲んだ場合
あわてずに、口の中に残っているものがあれば取り除き、口をすすいで、うがいをします(難しい場合は濡れガーゼでふき取ります)。
吐かせることは勧められていません。吐物が気管に入ってしまうことがあり危険です。特に吐かせることで症状が悪化する危険性のあるもの場合は絶対に吐かせてはいけません。
- ② 吸い込んだ場合
きれいな空気の場所に移動する。
- ③ 眼に入った場合
眼をこすらないように注意して、すぐに流水で10分以上洗う。眼を洗うことが難しい場合や、コンタクトレンズが外れない場合は無理をせず、すぐに受診する。
- ④ 皮膚についた場合
すぐに大量の流水で洗う。付着した衣服は脱ぐ。

Q27 薬品を多量に保管する際にはどのようなことに気を付けたらよいですか。

A

消防法では、指定数量以上の危険物は市町村長等の許可を受けた危険物施設で貯蔵したり取り扱う必要があります。指定数量未満であっても、火災予防条例の規定により届出が必要となる場合があります。学校の理科室などに保管されている薬品は、通常その数量には達しませんが、新型コロナウイルス感染症対策として多量の消毒用アルコールを使用したように、今後も感染症対策として多量の消毒用アルコールを保管・管理することも想定されることから、貯蔵量・取扱量を把握し、許可や届出の必要性を確認しておく必要があります。また、消毒用アルコールの安全な取扱いについては以下のとおりです。

- ① 火災予防上の一般的な注意事項として、消毒用アルコールの使用に際して火気の近くでは使用しないこと
- ② 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰め替え等に伴い可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には通風性の良い場所や換気が行われている場所等で行うこと
- ③ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けること
- ④ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意すること
- ⑤ 詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること
(「消毒用アルコールの安全な取扱い等について」(令和2年3月18日付け消防危第77号消防庁危険物保安室長通知)P36参照)。

1. 関係通知

毒物及び劇物の保管管理について

昭和52年3月26日付け薬発第313号
厚生省薬務局長通知



https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta1299&dataType=1&pageNo=1

農薬の保管管理等の徹底について

平成13年10月10日付け13生産第5344号
農林水産省生産局長通知



https://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000060.html

医師法第17条、歯科医師法第17条及び 保健師助産師看護師法第31条の解釈について

平成17年8月25日付け17国文科ス第30号
文部科学省スポーツ・青少年局長及び初等中等教育局長通知

医師法第17条の解釈について

平成25年11月27日付け医政医発第1127第1号
厚生労働省医政局医事課長通知

学校におけるてんかん発作時の 坐薬挿入について(依頼)

平成29年8月22日付け文部科学省
初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡



https://www.mext.go.jp/content/20200525-mxt_tokubetu02-000007449_9.pdf

「住宅地等における農薬使用について」の 再周知・指導の徹底について

平成29年10月31日付け文部科学省
初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡

毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について

平成30年2月2日付け薬生薬審発0202
第5号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査
管理課長通知



<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H300202/20180202tuuti.pdf>

毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について

平成30年7月24日付け薬生薬審発0724
第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査
管理課長通知



https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H300731/20180724_tuuti.pdf

毒物及び劇物の適正な保管管理等のさらなる徹底について

平成31年1月30日付け薬生薬審発0130
第2号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査
管理課長通知



https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc3896&dataType=1&pageNo=1

風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について(依頼)

令和2年1月17日付け薬生薬審発0117
第2号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査
管理課長通知



https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc4715&dataType=1&pageNo=1

消毒用アルコールの安全な取扱い等について

令和2年3月18日付け消防危第77号
消防庁危険物保安室長通知



https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200318_kiho_77a.pdf

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液(ブコラム®)の投与について

令和4年7月19日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、厚生労働省子ども家庭局総務課、厚生労働省子ども家庭局保育課及び厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(その2)

令和4年12月1日付け医政発1201第4号
厚生労働省医政局長通知



<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221202G0020.pdf>

学校における集団フッ化物洗口について

令和5年1月6日付け
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡

(別紙)

医政発第 0726005 号
平成 17 年 7 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の
解釈について (通知)

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業 (歯科医業を含む。以下
同じ。) は、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31
条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を
行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及
ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為 (医行為) を、反復継続する意思をもって
行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に
判断する必要がある。しかし、近年の疾病構造の変化、国民の間の医療に関する知識
の向上、医学・医療機器の進歩、医療・介護サービスの提供の在り方の変化などを背
景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、医師、看護師等の免許を有さない
者が業として行うことを禁止されている「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されて
いるとの声も聞かれるところである。

このため、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が
生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを別紙
の通り列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが
適切か否か判断する際の参考とされたい。

なお、当然のこととして、これらの行為についても、高齢者介護や障害者介護の現
場等において安全に行われるべきものであることを申し添える。

(別紙)

- 1 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計
により外耳道で体温を測定すること
- 2 自動血圧測定器により血圧を測定すること
- 3 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度
を測定するため、パルスオキシメータを装着すること
- 4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない
処置をすること (汚物で汚れたガーゼの交換を含む。)
- 5 患者の状態が以下の 3 条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が
確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人
又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師
の処方を受け、あらかじめ薬剤等により患者ごとに区分し授与された医薬品につい
て、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助
言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布 (痔
瘻の処置を除く。)、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内
服 (舌下錠の使用も含む)、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬液噴霧を介助
すること。
 - ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
 - ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容
態の経過観察が必要である場合ではないこと
 - ③ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、
当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではない
こと

注 1 以下に掲げる行為も、原則として、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及
び保健師助産師看護師法第 31 条の規制の対象とする必要がないものであると
考えられる。

- ① 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖
尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切る
こと及び爪ヤスリでやすりがけすること

介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。
また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われよう監督することが求められる。

注4 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

注5 上記1から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。上記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

注6 上記4は、切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当を行うことを否定するものではない。

② 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること

③ 耳垢を除去すること（耳垢塞栓の除去を除く）

④ ストマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること。（別に装着したパウチの取り替えを除く。）

⑤ 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと

⑥ 市販のディスポーザブルグリセリン洗腸器（※）を用いて洗腸すること

※ 挿入部の長さが5から6センチメートル程度以内、グリセリン濃度50%、成人用の場合で40グラム程度以下、6歳から12歳未満の小児用の場合で20グラム程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で10グラム程度以下の容量のもの

注2 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうかを確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、上記1から3までに掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

注3 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には、実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、

医政医発 1127 第 1 号
平成 25 年 11 月 27 日

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長 殿

厚生労働省医政局医事課長

医師法第 17 条の解釈について (回答)

平成 25 年 11 月 13 日付け 25 ス学健第 17 号をもって照会のあった件について、
下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

25 ス学健第 17 号
平成 25 年 11 月 13 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

大 路 正 浩

医師法第 17 条の解釈について (照会)

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答くださるようお願い
申し上げます。

記

学校現場等で児童生徒がアナフィラキシーショックに陥り生命が危険な状態
である場合に、救命の現場に居合わせた教職員が自己注射薬（「エピペン®」）
を自ら注射ができない本人に代わって注射する場合は想定されるが、当該行為
は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、公益財団法人日本学校保
健会発行、文部科学省監修の「学校のアレルギーマーチに対する取り組みガイド
ライン」（平成 20 年 3 月 31 日）において示している内容に即して教職員が注射
を行うものであれば、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

(担当)

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課保健指導係
電 話：03-5253-4111（内線：2918）

事務連絡
平成29年10月31日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県・指定都市認定こども園担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県私立大学法人事務局
各都道府県公立高等学校事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底について

学校における農薬使用については、毎年農薬危害防止運動の実施にあわせ、学校等の児童生徒等や周辺住民の健康被害を防止するため、飛散防止対策の徹底を図るなど農薬の適正使用等について適切な指導をされるようお願いしてきたところです。

しかしながら、今般、公立小学校において児童が授業を受けている時間帯に、敷地内樹木の害虫駆除を目的として農薬が散布され、それにより、6名の児童が体調不良を訴え、病院に搬送される事案が発生したところ です。

本事案の発生を受け、農林水産省及び環境省より別紙のとおり、「住宅地等における農薬使用について」の再周知及び指導の徹底について依頼がありました。

つきましては、今後、同様の事案が発生することがないよう、所管又は所轄の学校に対し、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「住宅地通知」という。）を再周知して頂くとともに、特に、以下の事項について指導の徹底をお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれましては、域内の市区町村教育委員会に おいても同様の取組が行われるよう、この旨を周知くださるようお願いいたします。

なお、「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底については、農林水産省及び環境省から各都道府県農業指導主管部長宛てに別途通知されていることを申し添えます。

1. 特に指導の徹底をお願いする事項

- ・学校等の施設管理者が行う農薬散布にあたっては、万が一にも子供が農薬を浴びることがないよう、児童が授業を受けている日・時間帯に実施しないなど、散布日・時間帯に最大限配慮すること。
- ・農薬散布の情報は、周辺住民や児童、保護者に対して事前に周知するとともに、学校等の施設管理者とその他教職員間、学校等の施設管理者と委託された防除業者間で連携し、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報を共有すること。
- ・学校等の施設管理者は、住宅地通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加するとともに、農薬の散布を委託した場合は、委託された防除業者等に住宅地通知を遵守させること。

2. その他

- ・公立小学校における農薬散布による被害事案の概要及び住宅地通知については、添付のとおり。
- ・学校近隣における農薬散布の情報については、地方公共団体の施設管理局等と連携し、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報を共有すること。

(本件照会先)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
TEL：03-6734-2976（直通）
FAX：03-6734-3794



別紙

29 消 安 第 3974 号
環水大土発第 1710251 号
平成 29 年 10 月 25 日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長
(公印省略)

「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底について

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地及び森林等における農薬の使用については、これまで、「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「住宅地通知」という。）により、農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、今般、公立小学校において児童が授業を受けている時間帯に、敷地内樹木の害虫駆除を目的として農薬が散布され、それにより、6 名の児童が体調不良を訴え、病院に搬送される事案が発生した。

本事案は、教育委員会が防除業者に作業を委託したものであり、担当者からの聞き取りによれば、以下の原因により発生したとのことである（別添）。

- ・ 農薬散布を児童が在学し授業を受けている日・時間帯に実施したこと。
- ・ 小学校の施設管理者と防除業者間、小学校内の職員間で、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報共有が不十分であったこと。
- ・ 教育委員会、小学校の施設管理者及び農薬散布を委託された防除業者のいずれも、住宅地通知の周知・徹底を目的とした研修に参加しておらず、住宅地通知の内容を十分理解していなかったこと。

このようなことから、今後、同様の事案が再発することがないよう、貴職より、都道府県教育関係部局に対し、住宅地通知を再周知して頂くとともに、特に、以下の事項について指導の徹底をお願いする。また、各都道府県の市区町村でも同様の取組が行われるよう、一層の周知をお願いする。

- ・ 学校等の施設管理者が行う農薬散布にあたっては、万が一にも子どもが農薬を浴びることがないよう、児童が在学し授業を受けている日・時間帯に実施しないなど、散布日・時間帯に最大限配慮すること。
- ・ 農薬散布の情報、周辺住民や児童、保護者に対して事前に周知するとともに、学校等の施設管理者とその他職員間、学校等の施設管理者と委託された防除業者間で連携し、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報を共有すること。
- ・ 学校等の施設管理者は、住宅地通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加するとともに、農薬の散布を委託した場合は、委託された防除業者等に住宅地通知を遵守させること。

参考

25 消安第 175 号
 環水大土発第 1304261 号
 平成 25 年 4 月 26 日

各都道府県知事 宛

農林水産省消費・安全局長

環境省水・大気環境局長

住宅地等における農薬使用について

農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（以下「住宅地等」という。）において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないよう、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）第 6 条において、「住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」と規定するとともに、「住宅地等における農薬使用について」（平成 15 年 9 月 16 日付け 15 消安第 1714 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）において、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、依然として、児童・生徒が在校中の学校や園庭時間中の公園、庭園等で農薬が散布された事例、街路樹等に対し害虫の発生状況にかかわらず一定の時期に決まった農薬が散布されている事例、周辺住民に事前の通知がないままに農薬が散布された事例等が報告されており、地方公共団体の施設管理部門、庭園、緑地等を有する土地・施設等の管理者等に本通知の趣旨が徹底されていない場合があると考えられる。

ついては、住宅地等における農薬の適正使用を推進し、人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、下記の事項について貴職の協力を要請する。また、別添のとおり関係府省宛に通知したところであり、貴管下の施設管理部門、農林部局、環境部局等の間においても緊密な連携を図るよう配慮いただくとともに、貴管内の市区町村においても同様の取組が行われるよう、市区町村に対する周知・指導をお願いする。

なお、本通知の発出に伴い、「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）は廃止する。

別添

小学校における農薬散布による被害事案について

1. 被害事案の概要

散布対象：小学校の敷地内にある樹木
 農薬：有機リン系殺虫剤、展着剤
 被害：児童が授業を受けている時間帯に農薬散布が行われ、体育館で授業に出席していた児童 6 名が、咳や気持ち悪いなど体調不良を訴えた。

2. 被害発生までの経緯

- ・ 農薬散布の情報は、農薬散布の 1 週間前の職員打ち合わせで、実施日時が共有された。その際、当日の午前中は外に出ないこと、午後も樹木や葉に触れないよう児童に指導するよう各職員に指示が行われた。
- ・ 職員室内にも散布日時が掲示され、事前周知はされていたが、保護者及び周辺住民に対しては、事前周知はされていないかった。
- ・ 農薬散布当日、学校側は散布前に校内放送で窓を閉めるように連絡、教員が校舎、体育館を巡回して目視で、窓が閉まっていることを確認した。
- ・ 防除業者は、校舎側の樹木の散布が終了したことを学校側に伝え、学校側は、その報告を受けて窓を開けて良いとの校内放送を行った。
- ・ その後、防除業者は、体育館周辺での散布を行ったところ、体育館で授業をしていた教員が放送を聞き、窓を開けて授業を実施していたため、体育館に農薬が入り込み、それを吸い込んだ児童が被害を受けた。（体育館で授業をしていた教員は、体育館の周囲で農薬が散布されることを知らなかった）

3. 被害が発生してしまった原因

- ・ 農薬散布を児童が在学し授業を受けている日・時間帯に実施したこと。
- ・ 小学校の施設管理者と防除業者間、小学校内の職員間で、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報の共有が不十分であったこと。
- ・ 教育委員会、小学校の施設管理者及び農薬散布を委託された防除業者のいずれも、住宅地通知の周知・徹底を目的とした研修に参加しておらず、住宅地通知の内容を十分理解していなかったこと。

4. 県が実施した指導の状況

市：小学校における農薬散布業務については、業務を業者に委託する場合であっても、業務委託者である市、小学校も農薬使用に関する責任を有していることから、関連する全ての者が、住宅地通知の内容に沿った対応をとり、農薬使用の必要性を十分検討の上で適切に実施し、万が一にも児童に健康被害を生じさせないよう指導した。また、県が開催する農薬適正使用アドバイザー認定及び更新研修会等へ参加するよう指導した。
 防除業者：住宅地通知を再周知し、農薬を使用した際は危害防止に最大限配慮することを指導するとともに、県が開催する農薬適正使用アドバイザー認定及び更新研修会に出席するよう指導した。

- 1 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導
農薬使用者、農薬使用委託者、殺虫、殺菌、除草等の病害虫・雑草管理（以下「病害虫防除等」という。）の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）（以下「農薬使用者等」という。）に対して別紙の事項を遵守するよう指導すること。
- 2 地方公共団体が行う病害虫防除における取組の推進
貴地方公共団体が管理する施設における植栽の病害虫防除等が、別紙の1を遵守して実施されるよう、施設管理部局及びその委託を受けて病害虫防除等を行う者に徹底すること。取組に当たっては、以下のような地方公共団体における取組事例を参考としつつ、状況に応じ効果的に行うこと。
 - (1) 植栽管理の業務の委託に当たり、当該業務の仕様書において、農薬ラベルに表示された使用方法の遵守、周辺住民等への周知、飛散低減対策の実施、農薬の使用履歴の記録・保管等、別紙の1に掲げる事項を業務内容として規定する。
 - (2) 入札の資格要件として、当該業務の実施上の責任者が、当該地方公共団体が指定する研修を受けていること又は当該地方公共団体が指定する資格（農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士、技術士（農業部門・植物保護）等）を有していることを規定する。
 - (3) 地方公共団体の施設管理部局の担当者が、本通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加する。
 また、植栽管理に係る役割については、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号））に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成25年2月5日変更閣議決定）において、「特定調達品目」に定められており、「住宅地等における農薬使用について」の規定に準拠して病害虫防除等が実施されることが環境物品等に該当するための要件とされている。このため、庁舎管理の担当者は、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、委託する役割が環境物品等に該当するよう、植栽管理において本通知の遵守の徹底に努めること。

3 相談窓口の設置等の体制整備

健康被害を引き起こしかねない農薬の不適正な使用に関して周辺住民等から相談があった場合に、農林部局及び環境部局をはじめ関係部局（例えば、学校にあっては教育担当部局、街路樹にあっては道路管理担当部局）が相互に連携して対応できるよう、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備すること。

住宅地等における病害虫防除等に当たって遵守すべき事項

- 1 公園、街路樹等における病害虫防除に当たった際の遵守事項
学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病害虫防除等に当たっては、次の事項を遵守すること。なお、農薬の散布を他者に委託している場合にあっては、当該土地・施設等の管理者、病害虫防除等の責任者その他の農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。
 - (1) 植栽の実施及び更新の際には、植栽の設置目的等を踏まえ、当該地域の自然条件に適応し、農薬による防除を必要とする病害虫が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。
 - (2) 病害虫の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病害虫被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。
 - (3) 病害虫の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合（森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）に基づき周辺の被害状況から見て広くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。
 - (4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
 - (5) 病害虫の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつもの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」が行われている事例が見られるが、公園、街路樹等における病害虫防除では、病害虫の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病害虫に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、このような現地混用は行わないこと。
 なお、現に複数の病害虫が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、ワリン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、決して行わないこと。
- (6) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズル（以下「飛散低減ノズル」という。）の使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (7) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、

使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもを保護者等への周知を図ること。さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。

(8) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。病害虫防除を他者に委託している場合には、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管すること。

(9) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。

(10) 以上の事項の実施に当たっては、公園緑地・街路樹等に於ける病害虫の管理に関する基本的な事項や考え方を整理した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」(平成22年5月31日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室)に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

2 住宅地周辺の農地における病害虫防除に当たっては、(市民農園や家庭菜園を含む。)において栽培される農作物の病害虫防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

(1) 病害虫に強い作物や品種の栽培、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。

(2) 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って使用すること。

(3) 粒剤、微粒子等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあつては、飛散低減ノズルの使用に努めること。

(4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。

(5) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもを保護者等への周知を図ること。

(6) 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。

と。
(7) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。

(8) 以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」(平成17年9月30日農林水産省消費・安全局植物防疫課)や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術をとりとまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成22年3月農林水産省消費・安全局植物防疫課)も参考とすること。

事 務 連 絡
令和4年7月19日

各 都 道 府 県 ・ 市 区 町 村 保 育 主 管 課
各 都 道 府 県 ・ 市 区 町 村 地 域 子 ども ・ 子 育 て 支 援 事 業 主 管 課
各 都 道 府 県 ・ 市 区 町 村 認 可 外 保 育 施 設 主 管 課
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市 認 定 子 ども 園 主 管 課
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 教 育 委 員 会 学 校 保 健 担 当 課
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 教 育 委 員 会 幼 稚 園 事 務 担 当 課
各 都 道 府 県 立 学 校 主 管 部 課
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 地 域 学 校 協 働 担 当 課
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 附 属 学 校 事 務 主 管 課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 担 当 課

御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定子ども園担当) 付
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省子ども家庭局総務課
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液(ブコラム®)の投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。
さて、学校における児童生徒等のてんかん発作時における教職員等による坐薬挿入については、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」(平成28年2月29日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について(依頼)」(平成29年8月22日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)において、お示しをしております。

また、保育所、幼保連携型認定子ども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室等におけるてんかん発作時の坐薬挿入についても、「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第17条の解釈について」(平成

29年8月22日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(認定子ども園担当)、文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、厚生労働省医政局医事課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名通知)においてお示しをしております。

今般、学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等において児童生徒等がてんかんの発作を起こした場合には、当該児童生徒等に代わって教職員等が口腔用液(ブコラム®)の投与を行うことについて、文部科学省から厚生労働省医政局医事課に対して別紙1のとおり照会を行ったところ、別紙2のとおり回答がありましたので、お知らせいたします。

また、ブコラム®を使用した場合には、てんかん発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

なお、0～6カ月の乳児に対しては、保育所等においてブコラム®を預かり、職員等が投与することは想定されていません。

ブコラム®の使い方等を理解するに当たっては、武田薬品工業株式会社のホームページ(<https://www.buccolam.jp/>)も御参照ください。

また、本事務連絡は消防庁と協議済みであることを申し添えます。

つきましては、都道府県・市町村保育主管課、地域子ども・子育て支援事業主管課及び認可外保育施設主管課におかれては城内の保育所、放課後児童健全育成事業の事業者及び認可外保育施設に対して、都道府県・指定都市・中核市認定子ども園主管課におかれては所管の認定子ども園及び域内の市(指定都市及び中核市を除く。)区町村認定子ども園主管課に対して、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市(指定都市を除く。)区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

以上

府 子 本 第 7 6 6 号
 4 初 健 食 第 1 7 号
 子 総 発 0 7 1 4 第 1 号
 子 保 発 0 7 1 4 第 1 号
 子 子 発 0 7 1 4 第 1 号
 令 和 4 年 7 月 1 4 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定子ども園担当)
 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
 文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
 厚生労働省子ども家庭局総務課長
 厚生労働省子ども家庭局保育課長
 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
 (公 印 省 略)

医師法第17条の解釈について(照会)

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御対応くださるようお願い申し上げます。

記

学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等(以下「学校等」という。)で在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童(以下「児童等」という。)がてんかんによるひきつけを起し、生命が危険な状態である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ(以下「教職員等」という。)が、口腔用液(「プログラム®」)を自ら投与できない本人に代わって投与する場合は想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で

- 指示を受けていること。
- ・ 学校等においてやむを得ずプログラム®を使用する必要性が認められる児童等であること
- ・ プログラム®の使用の際の留意事項
- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にプログラム®を使用することについて、具体的に依頼(医師から受けたプログラム®の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。)していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してプログラム®を使用すること。
- ・ 当該児童等がやむを得ずプログラム®を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
- ・ プログラム®の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、プログラム®を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

医政医発 0715 第 2 号
令和 4 年 7 月 15 日

〔内閣子ども・子育て本部参事官（認定子ども園担当）
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
厚生労働省子ども家庭局総務課長
厚生労働省子ども家庭局保育課長
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長〕

殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

医師法第 17 条の解釈について（回答）

令和 4 年 7 月 14 日付け府子本第 766 号、4 初健食第 17 号、子総発 0714 第 1 号、子保発 0714 第 1 号、子子発 0714 第 1 号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等に在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強く願います。

事務連絡
令和5年1月6日

御中

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管理課
各都道府県立高等学校事務局
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校における集団フッ化物洗口について

厚生労働省において、別添のとおり、新たに「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」が定められましたのでお知らせします。

学校において集団フッ化物洗口を実施する際には、この「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」を参考に、安全性を確保し適切な方法で実施するとともに、その実施に当たっては、例えば、市町村の歯科保健担当部局や保健センターによる実施、歯科医師会や薬剤師会の協力、医薬品等販売会社への業務委託など、関係者間での適切な役割分担を検討し、教職員の負担軽減に配慮するようお願いいたします。

(参考)

・「フッ化物洗口マニュアル（2022年版）」（厚生労働省令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」班編）https://mh1w-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202122067A-sonota5_0_1.pdf

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む大学を除く。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管理課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構事務局におかれては所管の学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条

第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び城内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 保健指導係
TEL:03-5253-4111(内線2918)

フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方

1. はじめに

フッ化物応用によるう蝕予防の有効性と安全性は、すでに国内外の多くの研究により示されている。わが国においては、歯科医療機関で行うフッ化物歯面塗布法や保育園、幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校等（以下「施設等」という。）で行うフッ化物洗口法等のフッ化物応用によるう蝕予防が地域の実情に応じて行われてきた。こうした取組等の成果もあり、小児のう蝕罹患率については、全体として減少傾向にあるが、他方で社会経済因子や地域差による健康格差が指摘されている。また、今後は成人期以降の残存歯の増加によるう蝕の増加や高齢者に好発する根面う蝕の増加等が予測される。このため、健康格差の縮小に向けて、生涯を通じたう蝕予防への更なる取組が必要とされている。

う蝕予防の有効性、安全性及び高い費用便益率等の医療経済的な観点から、世界保健機関（WHO）をはじめ、様々な関係機関により、フッ化物応用が推奨されている。フッ化物応用の1つであるフッ化物洗口の取扱いについては、「フッ化物洗口ガイドラインについて」（平成15年1月14日付け医発第0114002号・健発第0114006号厚生労働省医政局長及び健康局長連名通知。以下「ガイドライン」という。）を发出し、関係機関等に周知を図ってきたところであり、以降、フッ化物洗口を実施する施設等の数及び人数も増加しており、地域で広く普及してきている。

「歯科口腔保健の推進に係るう蝕対策ワーキンググループ報告書」（令和元年6月4日）においても、新しいフッ化物洗口剤の流通や自治体における歯科口腔保健を取り巻く状況に対応するため、ガイドラインの見直しを検討すべき旨が示された。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、集団フッ化物洗口が一時的に中断されるなど、フッ化物洗口を取り巻く状況は変化している。

こうした環境の変化に対応しつつ、健康格差の縮小や生涯を通じたう蝕予防の取り組みの一環として、適切なフッ化物洗口を継続的に実施することが必要であることから、フッ化物応用を含めたう蝕予防の手法について、令和3年度厚生労働科学研究事業において、「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」が実施され、報告書が取りまとめられた。本研究において、集積した新たな知見も踏まえて、施設等で集団で行うフッ化物洗口（以下「集団フッ化物洗口」という。）に関する新たな「フッ化物洗口マニュアル」（2022年版）が作成された。

こうした研究結果の知見等も踏まえつつ、今般ガイドラインの改訂版として、

「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」を示すこととした。

2. フッ化物洗口の考え方について

(1) 対象者

フッ化物洗口法は、とくに4歳から14歳までの期間に実施することがう蝕予防対策として最も大きな効果をもたらすことが示されている。4歳未満では、適切な洗口ができず誤飲のリスクが多いため対象としない。また、成人及び高齢者のう蝕の再発防止や根面う蝕の予防にも効果があることが示されている。

1) 小児期

○ フッ化物洗口は、歯のエナメル質にフッ化物を作用させる方法である。特に、永久歯エナメル質の成熟が進んでいない幼児及び児童生徒等に実施することで、う蝕予防対策として効果的である。

○ う蝕の予防及び健康格差の縮小の観点から、集団フッ化物洗口を施設等で実施することが望ましい。

○ その他、必要に応じて、歯科医師の指導に従い、家庭等でのフッ化物洗口の実施やフッ化物配合歯磨剤の使用等のフッ化物局所応用を実施すること。

2) 小児期以降

○ 生涯にわたりフッ化物を歯に作用させることは、う蝕の再発防止や高齢期での根面う蝕の予防の観点から効果的である。

○ 小児期以降においても、フッ化物局所応用を実施することが望ましい。

3) その他

○ 口腔清掃が困難であり口腔内を清潔に保つことが難しく、う蝕のリスクが高い者において、うがいを適切に実施できる場合には、フッ化物洗口は効果的である。

(2) 方法

フッ化物洗口法には、主に、毎日法（約250ppm又は約450ppmのフッ化ナトリウム溶液の洗口液を使用。）と週1回法（約900ppmのフッ化ナトリウム溶液の洗口液を使用。）がある。フッ化物洗口法は、対象者や利便性に合わせて選択する。

3. 集団フッ化物洗口の実施について

集団フッ化物洗口は、個人の環境によらず、集団のすべての人がう蝕予防効果を得られる。このため、ポピュレーションアプローチとして、集団フッ化物洗口を実施することは、う蝕に関する健康格差の縮小につながる事が期待される。

集団フッ化物洗口を実施する際は、歯科医師、薬剤師等（以下「歯科医師等」という。）の指導の下、適切な方法で実施し、安全性を確保した上で実施する。その際、集団フッ化物洗口を実施する施設等の職員を含む関係者（以下「施設等の関係者」という。）の理解と協力を得ること。

(1) フッ化物の管理

- 集団フッ化物洗口においては、原則として、医薬品を使用すること。なお、医薬品を使用する場合は添付文書の記載に従い、適切なフッ化物洗口を実施すること。
- フッ化物は歯科医師等の指導及び添付文書等に従い適切に管理し、直射日光のあたらない涼しい所等で保管すること。
- 洗口液に希釈する前の顆粒の状態のフッ化物は劇薬であることから、他の物と区別して貯蔵すること。また、フッ化物顆粒の使用量や残量等について、薬剤出納簿等を活用して管理することが望ましい。

(2) 洗口液の調製

- フッ化物顆粒を使用する場合は、歯科医師等又は歯科医師等の指示に従い施設等の関係者が、器材の管理、洗口液の調製等を行うこと。
- 歯科医師等の指導及び添付文書に従い、洗口液調製用の溶解瓶等を準備し、実施するフッ化物洗口法に応じた所定の濃度に洗口液を調製すること。
- 使用しなかった洗口液の保管及び廃棄は歯科医師等の指導及び添付文書等に従い適切に取り扱うこと。

(3) 洗口の確認・練習

- フッ化物洗口を開始する際は、対象者が、決められた時間（30秒～1分間）以上口腔内で水を保持し、飲み込まずに水を吐き出すことができるか確認する。確認後に、フッ化物洗口液を用いた洗口を開始すること。
- 特に幼児等は、必要に応じて、フッ化物洗口を実施する前に水で洗口の練習を行うこと。
- 高齢者等の口腔機能の低下が疑われる者等については、必要に応じて、適切にうがいができるか対象者の状態の確認を行うこと。

(4) 洗口と吐き出しの手順

- 5～10mL程度の洗口液（口腔の大きささを考慮して定めるが、通常未就学児で5mL、学童以上で7～10mL程度が適当である。）を口を含み、約30秒間の「ブブクウがいがい（洗口液が十分に歯面にゆきわたるように、口を閉じ頬を動かすこと。）」を行う。この際、誤飲を防ぐ観点から、必ず下を向いて行うこと。
- 吐き出しは洗口場で行なう方法と、コップに吐き出す方法がある。（コップに吐き出す方法では、洗口液の分注・配布に用いる使い捨ての紙コップを吐き出しに利用することができる。紙コップの中に吐き出した洗口液を、ティッシュペーパー等で吸収させ、回収し廃棄する。）
- 監督者は、洗口開始と終了の合図を行うとともに、正しく洗口が出来ているか確認すること。
- (5) 洗口後の注意
- 洗口後30分間程度は、可能な限りうがいや飲食物をとらないようにする。

4. 集団フッ化物洗口の実施上の留意事項について

- (1) インフォームド・コンセント
 - 保護者等を対象とした説明会等を開催し、集団フッ化物洗口の具体的な方法、期待される効果、安全性等について十分に情報提供を行い、実施に当たってはフッ化物洗口の実施に関する希望調査を行い、保護者等の意向も確認すること。
- (2) フッ化物洗口を希望しない者について
 - 施設等において、フッ化物洗口を希望しない者がいる場合には、洗口時間帯に水で洗口させるなどの必要な配慮を行うこと。
- (3) 他のフッ化物局所応用の組合せ
 - フッ化物洗口とフッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤の使用等の他のフッ化物局所応用を併用しても、問題はない。
- (4) パンデミック発生時等の対応について
 - 飛沫感染するリスクのある感染症のパンデミック発生時等には、感染予防の観点から、洗口中及び吐き出し時に飛沫が飛ばないように注意すること。
 - パンデミック等の影響により、例えば緊急事態宣言に伴い、一時的に集団フッ化物洗口を中断した場合は、緊急事態解除宣言時等に、地域における

感染状態及び感染対策の状況等を踏まえつつ、必要に応じて各地域の関係者で協議を行い、集団フッ化物洗口の再開の時期等を適宜判断すること。

5. 地方公共団体による集団フッ化物洗口事業の実施について

集団フッ化物洗口事業は、各地域における関係者との協議状況等を踏まえて実施する。地方公共団体の集団フッ化物洗口事業の導入に当たっては、以下の標準的な取組手順を参考にされたい。

- ①担当者間の集団フッ化物洗口の実施に関する検討
- ②集団フッ化物洗口事業を実施する際の関係者（歯科保健担当部局や教育担当部局等を含めた行政関係者や歯科医師会等の関係団体）間の合意形成
- ③集団フッ化物洗口を実施する施設等の関係者に対する説明
- ④フッ化物洗口対象者本人あるいは保護者に対する説明
- ⑤施設等における集団フッ化物洗口の導入・実施

6. フッ化物洗口の安全性について

(1) フッ化物洗口液の誤飲あるいは口腔内残留量と安全性
フッ化物洗口液については、たとえ1人1回分を全量誤飲した場合でも、直ちに健康被害が発生することはないと考えられていることから、安全性は確保されている。

1) 急性中毒

通常のフッ化物洗口の方法であれば、フッ化物の急性中毒の心配はない。

2) 慢性中毒

長期間継続してフッ化物物を過剰摂取した場合に生じうるフッ化物物の慢性中毒には、歯と骨のフッ素症がある。

歯のフッ素症は、顎骨の中で歯が形成される時期に、長期間継続して過量のフッ化物物が摂取されたときに生じる症状である。フッ化物洗口を開始する時期が4歳であれば、永久歯の切歯や第一大臼歯は歯冠部がほぼ完成しており、また他の歯は形成途上であるが、フッ化物洗口における微量な口腔内残留量等では、歯のフッ素症が発現することはない。

骨のフッ素症は、8 ppm以上の飲料水を20年以上飲み続けた場合に生じる症状であることから、フッ化物洗口における微量な口腔内残留量では、発現することはない。

(2) 有病者に対するフッ化物洗口

フッ化物洗口は、適切ながいができない者等を除き、う蝕予防法として奨められる方法である。

また、水道水にフッ化物物が添加されている地域のデータを基にした疫学調査等によって、フッ化物と骨折、ガン、神経系及び遺伝系の疾患、アレルギー等の疾患との関連等は否定されている。

7. その他

施設等における集団フッ化物洗口に関する詳細については、令和3年度厚生労働科学研究事業「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」で作成された「フッ化物洗口マニュアル」(2022年版)を参照されたい。

2. 関係ガイドライン等

『「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり<令和元年度改訂>』
(公益財団法人日本学校保健会)



https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010050/data/250/src/R010050.pdf?d=1666859808531

『学校において予防すべき感染症の解説<平成30(2018)年3月発行>』
(公益財団法人日本学校保健会)



https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290100/data/199/src/H290100.pdf?d=1664948514128

『学校における水泳プールの保健衛生管理 平成28年度改訂』
(公益財団法人日本学校保健会)



<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/202>

『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン<令和元年度改訂>』
(公益財団法人日本学校保健会)



https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

本書は、国庫補助事業（健康教育振興事業費補助金）により、下記の公益財団法人日本学校保健会に設置した「学校における薬品管理マニュアル改訂委員会」で作成したものである。

令和4年度

学校における薬品管理マニュアル改訂委員会

（◎印委員長、50音順・敬称略）

| | |
|----------|--------------------------|
| ◎北 垣 邦 彦 | 東京薬科大学薬学部 教授 |
| 小 出 彰 宏 | 横浜薬科大学レギュラトリーサイエンス研究室 教授 |
| 武 田 友 喜 | 群馬県伊勢崎市立境小学校 養護教諭 |
| 戸 倉 務 | 東京都北区立王子小学校 校長 |
| 富 永 孝 治 | 公益社団法人日本薬剤師会 常務理事 |
| 西 川 美 紀 | 静岡県立三島南高等学校 養護教諭 |
| 弘 瀬 知江子 | 公益社団法人東京都医師会 理事 |
| 山 根 由加理 | 広島市教育委員会学校教育部健康教育課 指導主事 |

なお、本書の作成にあたり、

鈴木 貴 晃 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 健康教育調査官
に多大なご援助とご助言をいただきました。

【平成21年発行版】

本書は、文部科学省補助金による学校保健センター事業として、下記の財団法人日本学校保健会に設置した「学校における薬品管理マニュアル作成委員会」で作成したものである。

学校における薬品管理マニュアル作成委員会

| | | |
|-----|-------|---|
| 委員長 | 鬼頭英明 | 兵庫教育大学大学院教授 |
| | 岩村樹憲 | 松山大学薬学部医療薬学科教授 |
| | 謝村錦芳 | 埼玉県教育局県立学校部保健体育課健康教育担当主幹 (現 埼玉県保健医療部薬務課主幹) |
| | 杉山淳子 | 船橋市立高根台第三小学校養護教諭 |
| | 竹上好美 | 長野県上伊那郡飯島町立七久保小学校養護教諭 |
| | 築城敬直 | 愛知県学校薬剤師会参与 |
| | 中村能承 | (社)三重県薬剤師会医薬品試験センター所長 |
| | 山根孝子 | 滋賀県立彦根東高等学校養護教諭 |
| | 吉田由美子 | さいたま市教育委員会学校教育課健康教育課指導主事 |

なお、本書の作成に当たり、

北垣邦彦 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育調査官
のほか、下記の方々に、多大な援助と御助言を頂きました。

| | |
|-------|------------------------------|
| 采女智津江 | 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育調査官 |
| 高山研 | 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課専門官 |
| 森良一 | 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課教科調査官 |

学校における薬品管理マニュアル

－令和4年度改訂－

初版発行 令和5年3月30日

発行者 公益財団法人日本学校保健会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-17 虎ノ門2丁目タワー6F

TEL 03-3501-0968

FAX 03-3592-3898

HP <https://www.hokenkai.or.jp/>

印刷所 株式会社サンエー印刷

本書の無断での複製・複写・転載・デジタルデータ化を禁じます。

学校における

薬品管理

マニュアル